

参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第十一号

昭和五十四年五月二十五日(金曜日)

午前十時五分開会

委員の異動

五月十一日

辞任 玉置 和郎君

補欠選任 上條 勝久君

五月十二日

辞任 上條 勝久君

補欠選任 玉置 和郎君

五月二十五日

辞任 後藤 正夫君

補欠選任 上條 勝久君

出席者は左のとおり。

委員長

塩出 啓典君

理事

源田 実君

長谷川 信君

松前 達郎君

藤原 房雄君

佐藤 昭夫君

委員

岩上 二郎君

上條 勝久君

熊谷 弘君

望月 邦夫君

山崎 竜男君

森下 昭司君

吉田 正雄君

中村 利次君

柿沢 弘治君

秦 豊君

国務大臣

国務大臣
官(科学技術庁長)

金子 岩三君

政府委員

科学技術庁長官

半澤 治雄君

科学技術庁原子

山野 正登君

力局長

牧村 信之君

科学技術庁原子

牧村 信之君

力安全局長

児玉 勝臣君

資源エネルギー

児玉 勝臣君

庁長官官房審議

町田 正利君

事務局側

常任委員会専門

金子 熊夫君

説明員

外務省国際連合

金子 熊夫君

局原子力課長

本日の会議に付した案件

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(第八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院送付)

○委員長(塩出啓典君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、後藤正夫君が委員を辞任され、その補欠として上條勝久君が選任されました。

○委員長(塩出啓典君) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○松前達郎君 ただいまの法案に関連して、日本のエネルギー問題というのは恐らく一番重要な問題じゃないかというふうに思うわけですから、いろいろエネルギーの将来の展望ですが、そういうものを踏まえた上でエネルギー開発そのものも進めていかなきゃいけない、こういうことであらうと思っておりますので、関連しまして幾つかの質問をさせていただきます。

まず最初に、わが国のエネルギー需給の見通しというものがかつてエネルギー調査会から出ておるわけでございます。大分時間が経ち過ぎておるたしてございまして、実は昨年の本会議で、このエネルギー需給見通しについて修正をする、たとえば経済成長率その予測のほど上昇してないから、そういう面も踏まえた上での需給見通しを修正したらどうかというのを私自身質問をいたしましたわけなんです。昨年の九月ごろにはその結果がまとまるんだという答弁がたしかあったような気がする。ところが一向にそれが出て来ない。そこで、エネルギー需給見通しについて、かつて行った見直しを修正するという作業を現在進めておられるのかどうか。これは通産の方に伺いたいと思います。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生御指摘の総合エネルギー調査会で行われましたエネルギー長期暫定見通しと申しますのは、五十二年の六月に策定したものでございます。したがって、先生がおっしゃいますようにもう二年経過しております。その二年の間にいろいろな問題が起こったわけでございます。御案内のとおり、イランの問題があり、それからこのたびのようなスリーマイルアイランドのような事故による原子力開発の、何と申しますか、推進に対しての若干の

停滞というふうなムードもございますし、一方需要の方からいいますと、オイルショック以来、産業構造の変革とそれからまた軽量経営と申しますか、そういう意味での長期安定路線というのが次第にしかれてまいりまして、従来のような非常に高遠な需要増加というのが見込まれなくなつてまいってきております。そういう意味で、需要もそれから供給状況も大分変わつてまいりましたので、そういう意味では先生おっしゃいますように、

将来の見通しについて大分見込み違いといえますか、そういうものがあるのではないかと、こういう点は御指摘のとおりだと思います。ただし、この計画によつていろいろな海外とのいわゆる石油の契約、それからウランの契約等々ございまして、単に需要が変わつたので変えられるかどうかということとはまたむずかしいことでもあります。また特に供給力の方の予想ということになりますと、

これまたいま油の問題非常に不安定な状況でございます。ですので、どういつ時期に見直すということが日本の国のエネルギーの計画を立てる上で大事なところかということで、いまその辺の詰めをやっておる次第でございます。実質的に単なる数量のいわゆる計算のし直しというふうなことではとどまらないのではないかと、こう考えております。非常に慎重に構えておるといふのが実態でございます。

○松前達郎君 まあ、この見直しに基づいていろいろ議論が行われますね。たとえばその需給暫定見通しという表があらゆるところに、パンフレットなんかに出てくる。しかも、いまおっしゃったようにこれは非常に古い、五十二年の時点である。ですから、これはときどき変化があったときに中の修正をしても構わないと思うんですけれども、やはりこういう重要な将来の問題に関するエネルギー見直しというのは、常に予測なり

治的な対策はどういうふうな状況にあるのか、それをちょっとお知らせいただきたい。

○政府委員(児玉勝臣君) 最近のIEAの話題になりました、5%のエネルギーというか、石油節約の対策の問題で話題に出ましたことを御紹介いたしたいと思いますが、各国ともいろいろのキャタクターが違いますが、その施策がおののいろいろ変わっております。たとえて申しますと、アメリカでまいりますと、産業部門では大口石油需要家に対する天然ガスへの燃料転換を要請しております。それから民生部門に対しては暖房温度の引き下げの呼びかけで、これは一・八・三度以下にしようという呼びかけでございます。それから輸送部門におきましては、自動車の速度制限、五十五マイル以下にすること、不要なドライブの自粛ということをやっております。

それから西ドイツにおきましては、石油高価格政策、要するに価格を高めようということをやっております。それから硫黄分を含む原油の使用許可の拡大、民生部門におきましては、これも暖房温度の引き下げということをやっております。それから輸送部門におきましては、省エネルギー型自動車エンジンの開発、自動車の共同使用促進、ガソリンの節約というようなことを五月十六日に閣議決定しております。

それからイギリスにおきましては、まず北海油田の増産をする。それから産業部門におきましては石炭火力の拡大をする。それから輸送部門におきましては、省エネルギー型の自動車の運転の方法を徹底するというようでございます。そういうようなこと。

オランダでは、中央政府及び地方公共団体における節約の実施、産業部門では重質油の使用促進、環境規制の緩和、天然ガスの利用、民生部門においては国民に対する節約のキャンペーン。輸送部門におきましては週末のガソリンスタンドの閉店時間の繰り上げ。そういうようなことをおのの各国でやっておるわけでございます。

○松前達郎君 各国それぞれ努力をしている姿をいまお話しただいたわけなんですけれども、やはりわれわれとしても、日本こそ一番エネルギーのない国で経済成長している国としては、やはりこれらの面は相当重要な問題じゃないかというふうに思われるわけなんです。原子力の問題が石油にかわるものだというところで推進をされておるわけなんです。省エネルギーだとか、あるいはその他のエネルギー、これは余り効果のないものは別として、開発できるものは精いっぱいやって、それで仕方がなければ原子力に頼らざるを得ないというところでなければ、恐らく国民の納得が得られないんじゃないかな。経済ベースから言って、ただ原子力エネルギーが安価であり、集中的に電力を生産できるからというだけで原子力推進ということになりますと、なかなかその点が理解が得られない面があるんじゃないかと私は思うものであります。まずすぐできる省エネルギーから強力にやっていくということ。

それから第二番目には、まだ未開発のエネルギーがあるはずである。日本の場合、水力発電なんというものは昔から、特に最初のうちは水力発電に頼っていた時代があったわけなんですけれども、これにしまして、現在資源エネルギー庁の方で昭和六十年までに五百九十一カ所、八百九十万キロワットの開発を計画されたということを聞いておりますけれども、こういう開発も促進をし、さらに恐らくまだ未開発のところも半分ぐらい残っているんじゃないか。揚水発電というのは、これはほかの発電のエネルギーをそのままためておくだけですから、新しいエネルギー源としてプラスになる面ではございませぬけれども、そういった未開発の部分、これは規模は小さいけれども、これは積極的にこれを開発していかないと、これは輸入する燃料とは違いますが、われわれ日本が持っている独自のエネルギー源でありますので、将来この開発も急いでやっていく必要があるだろう。

で、この開発について、さっき申し上げました五百九十一カ所、八百九十万キロワットというのを聞いています。これらについて実際に現在その計画がどの程度推進されているか、この点はいかがでしょう。

○政府委員(児玉勝臣君) 水力の開発につきましては、ただいま先生おっしゃいますように、大規模かつ経済的な電源開発地点はほとんど開発され尽くしたわけでございますけれども、しかしながら水力というのは結局国産エネルギーということ、油のエネルギーと相対的な経済評価だけでは済まないのではないかといい見直しをされてきておるわけでございます。したがって、今年度の電源開発計画の中にも三十二地点、約八百万キロワットの開発ということを計画しております。これが今年度に着工するというところで計画を立てておる次第でございます。失礼しました。工事中も含めましてただいま申し上げました。現在工事中のもの、それから新規にこれからやるものと合わせて八百五十万キロワットでございます。さらに、今年度電源開発調整審議会にかけて実施したいと思っておりますのが約十九地点、二百六十万キロワット。ただし、この中には揚水のもの約百万キロワットでございます。実質一般水力としてエネルギーをやるものとしては百万キロワット未満でございますけれども、そういうことで少しづつスクラップ・アンド・ビルドを兼ねまして水力の活用というのを図っていくたい、こう考えております。

○松前達郎君 水力に関しても今後小さいようなところまで含めて——余り細かいのは別としまして、ある程度の規模が期待できるものを今後開発していく必要があるのじゃないかと思うのです。私はそのデータで、このデータがどういうデータか、これは個人の「開発を急ぐ水力発電」というパンフレットを私にいただいたことがあるのです。これは電力会社関係の方なんです。今後開発が可能と考え得る水力発電所は、地点数二千三百五十五電力総計が(三千四百四十四万キロワット)。

ト)。これはデータですから、恐らく計算上のデータでしょう。こういうふうなことも言われておるわけなんです。やはりこれから水力の方も積極的にやっていくなければいけない、かように思うのです。それと、地熱というまた物笑になるかも知れませぬけれども、五万キロワットぐらいのものしか日本にはまだできていないわけですから、余りプラスにならないと一蹴される方もおりますけれども、しかしこれも将来各地で積算していきますとある程度電力としては量が出てくるわけですね。この地熱についても最近の新聞などによりまして、たとえば造船関係の会社が外国にどんなふうな地熱のプラントを輸出している、そういうふうな報道があるわけなんですけれども、恐らく日本でも使っているよりよい輸出しているのじゃないか、地熱のプラントをですね。こういうふうには私は思うのです。これについても、プラスアルファかも知れませんが、やはり開発の努力を進めなければいけないのじゃないか。

まだたくさんあります。たとえば潮汐ですとか——まあ潮汐はなかなか大変でしょうが、あと国際会議あたりでよく問題になるのが、特に開発途上国あたりではバイオマスの問題ですね。バイオマスをエネルギーとして使うという問題、これについても相当力を入れている。たとえばインドですとか、ああいう国においては相当の力を入れてやっていると。こういうことも全体を含めてやはりわれわれは努力をしてみなきゃいけないのではないかと。そしてそれらの努力をした上で、どうしても足らなければ原子力に頼らざるを得ないというんです。これは話が通るんではないか。うか、かように私思っております。

そこで、いま申し上げたような水力を除いたその他のエネルギー源として開発を今後積極的にしていくというエネルギー源というのはどういふのがあって、どういう計画でやっていかれるのか、それについて簡単に結構ですからお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生おっしゃ

いました新エネルギー源として考えられておりますのは、一つは高効率な新エネルギー源と考えさしていただきますと、高効率なガスタービンによりまして現在の火力発電所の効率を飛躍的に高めようということでは、もう一歩進んだ計画でやっております。これが最も近時点でも非常に役に立つのではないかと考えております。

それからさらにサンシャイン計画の中では、風力とか、それから波力発電の問題としては科学技術庁の方で山形県の沖合にたいして実際に波力発電の実験をやっているというふうなことが、そういうふうな成果も実は私たちが非常に関心を持って見えております。

それからソーラーハウスのようなもの、これも非常に小地域といえますが、団地の中でのエネルギーのバランス、要するにローカルエネルギーバランスの上ではソーラーハウスというののもまた実用化されていくのではないかと、こう思います。

したがって、エネルギーの最終需要に対してどういふような供給の仕方がいいのかということの見直しによりまして、単に電力をつくるということではなくて、電力から熱を出す、動力を出すということだかりを考えると、動力を出すと、最終需要に最も密接な身近なエネルギーとの交換ということも考えないといけないのではないかと。それから燃料電池もいま電力界としては非常に関心を持っておりまして、これも原料から直ちに電気を起こすという意味では、ローカル火力の代用としてどの程度の効用があるのかというのを考えるべきではないかと、さらに都市ガスとのいわゆるコンビネーションということも考えられるではないかと、こう考えております。そういう意味で、サンシャイン計画はサンシャイン計画よりもっと実用的な身近な問題をいろいろ考えておることは考えておるわけでございます。

○松前達郎君　そういう面での努力を通じて、今後エネルギー問題を考えるべきかと思ふんです。

そこで原子力の方に入りますが、いまの核原料物質、核燃料物質の法案に関連して、原子力といいますが、必ず核拡散とか、そういうふうな問題とのかかわりが出てくるわけなんです。最近では特に安全問題、そういうものも含めていろいろと議論がされるようになってまいりました。多少機械とかそういうものを過信したのではなからうか、たとえばアメリカあたりの国会の報告を見て、スリーマイルの事故そのものは人為的の事故ではなかったという報告もされておるようでありまして、計器を過信するとそういうふうな結果になるんじゃないかと、そういうふうな結論だと私は思ふんですけれども、原子力発電所における計器類の信頼度というものを、こういうものもやはり相当厳重にチェックをしてみないといけないのではないかと、そういうふうな思ふんです。ですから、やはり何となく将来非常に人間に相当大きな影響を与えるであろう放射線を持つ材料を取り扱うわけなんです。しかもその材料の使い方、方にかんよってば原爆その他にも使えんという非常に危険である面もあるわけなんです。そういう意味で非常にわれわれの全世界的に見た人類の生存の問題と大きなかかわりが出てくる、こういうふうな基本的な問題を原子力開発というのは持っているわけです。

ここで、スリーマイルのさつき申し上げたミスの問題、事故の問題というのは別の機会にするにしても、核拡散について最近いろいろの問題が出てきております。これは外務省の方にお伺いしたいんですが、たとえばパキスタンの核開発問題というのがございました。これも恐らくパキスタンそのものは濃縮工場をつくるんだという目的で、それをちゃんと表明しておいて工場をつくったんじゃない、各国からたとえば遠心分離機とか、そういうものをばらばらに買ってきて自分とところでビルドアップしたんだと私は思ふんですけれども、アメリカがそれについて非常に神経をとがらしている。しかもパキスタンというところはそんなに原子力発電所があるわけじゃない

いんですから、これは恐らく核兵器の開発につながっていくはずである、そういうことでアメリカの方はたしか経済援助を打ち切ったと思ふんです。恐らく日本にもその要請が来たんじゃないかと思ふんですが、その点いかがでしょうか。

○説明員(金子熊夫君)　パキスタンの件でございますが、アメリカ政府のパキスタンのこの問題に對しては、私ども必ずしも存じておるわけじゃないかと思ふんですが、先生ただいま御指摘ございましたように、アメリカ政府はつとに独自のルートによりまして、パキスタンにおけるこのような状況についての情報を入手いたしまして、それに基づきましてアメリカの対外経済援助法の中に、言っております。これは四月六日にアメリカ國務省が正式に発表しております、私どもはそれを承知いたしております。

パキスタンにおける遠心分離の濃縮工場の件でございますけれども、これは先生御指摘ございましたように、パキスタンの核開発の状況からいいますと、これはどうも原子力の平和利用のものではないのではないかと、どうも疑いがございます。まして、アメリカ政府はそれに踏み切ったわけではございません、私どもはアメリカ政府がそのような措置をとるにつぎましては、十分な確証があった上で、私どもは思うわけでございます。しかしながら、日本政府に對しまして、同様に對パキスタン経済援助をやめろというふうなことは申し上げておけません、そのような事実はございません。これは先般外務委員会でも園田外務大臣がそのように申し上げておられますけれども、先方がわが国政府に對しまして、お前のところも経済援助をやめろというふうなことを申し入れておる事実はございません。

○松前達郎君　わが国の場合は初めから原子力の利用というのは平和利用に限るということで徹底してやってきました。そういう意味からいって、やはりこういう問題というのは大変重要な問題じゃないか。将来たとえ再処理が動き出した場合にプルトニウムがでてくるわけなんです。そうなってきまして、恐らく日本が何らかのそういう主権といえますか、平和利用に關する主権といふものを発揮しなけりやならない時代が来るんじゃないか、できたプルトニウムをどうやって保存するとか、あるいはある人によればプルトニウム銀行をつくるか、いろいろな案もあるようなんですけれども、そういうふうなことも含めて考えますと、やはりこういう問題は非常に重要である、特に開発をしますと、当然それに伴って技術というものが成熟していきまして、その技術の成熟の結果できる製品というものが海外に流出していきば、当然このパキスタンのように、これはスイスの二つの会社から輸入されたといふ、責任があるんじゃないかと、こういう気がしたもので、これと同じように、日本の周辺国でも相当原子力開発が行われておるわけですね。ある国では、ある特定地域に對してフランス人は入れるけれども、日本人は絶対に視察に行っても入れないという国もあるわけなんです。その国はCANDU炉を入れておられますから大体どの国かおわかりだと思いますけれども、この辺も何やっているんだか非常に心配になる。特に平和利用といふものを徹底してその基本で打ち出しているわが国と違ふその他の国々がいまのように、核兵器の開発というのはそんなめんどうくさいことじゃないのです、そういう意味で安易にそういう核兵器の開発をやられたんでは大変なことになるという気がするわけなんです。そういう面ではこれから外交関係の中における原子力との関連、原子力協定等は非常に大きな意味を持つてくるんじゃないかと、こういうふうな思ふわけなんです。たとえばカナダとの原子力協定について、みなし事項というのがあります。

そういう状況の中で、これから再処理の工場を

設置しようということの法案が出てきておるわけなんです、この再処理についても非常にたくさんの問題をまだ抱えているんじゃないかと思うんです。再処理の国際的な分野でどういうふうなプラントがどういうふうな生産をしているかという事は前にお伺いしましたから、きょうは繰り返してお伺いたしませんが、私がまだちょっと疑問に思っているのは、なぜ民間でやらなきゃいけないかという明確な理由がどうも見当たらない。先ほど申し上げたように、核の拡散の問題等も含めて非常に国際的に注目をされるような事業なわけですから、そういう面も含めて考えたときに、どうしても民間でやらなきゃならないという理由が一体どこにあるのか、それがまだ私自身のみ込めてないものですから、その点をひとつはっきりとお答えいただきたいと思います。

○政府委員(山野正登君) わが国におきましては、先生御承知のとおり私企業体制というのが基本になっておるわけでございます。そういう意味で、再処理事業というのは広い意味で電力という公益事業の一環というふうに私どもは考えているわけでございますが、この私企業形態で運営されております電力事業の一環としましてこの再処理事業というのも民営で行うのが妥当であるというふうに考えているわけでございます。いろいろほかの業種を見ましても、民営でやるのが何らかの事情でとてもむずかしいといったような場合に限って国家ないしは国家関係機関でもってやっておるわけでございまして、それ以外のものは、できるだけ技術面、資金面あるいは人材面等民間の

活力をできるだけ活用するという意味におきましても民営形態でやる方が望ましいと考えております。このことは一にわが国のみならず、電力事業が民営で行われておりますアメリカとかあるいは西独といったふうな国々におきましても同じような方向で考えられておるわけでございますので、今後とも第二再処理工場以降はぜひ民営の経営体で進めたいというふうに考えている次第でございます。

○松前道郎君 ある程度技術が確立されたものであれば、これは民営でもそれは差し支えないんじゃないかと思うのですが、どうもその辺が、再処理技術は果たして確立されたのかどうかという問題が参考人のこの前の御意見にもありましたし、私はまだ十分確立されてない。と言いますのは、高レベルの放射性廃棄物の固化の問題だとか、あるいは環境放出低減技術、恐らくこれはガスの問題だと思いますが、こういう問題もまだ研究開発を進めなければいけない段階にあると、パンフレットなどにはちゃんと明記をされておるその中で、民営で果たしてできるものかどうか。できると言っても、かっこうだけできるかもしれないんですが、安全にその操業が行われるものかどうかという問題が私まだ疑問があるものですから、民間で行う理由というものがまだはっきりのみ込

めないわけなんです。この前も参考人がおっしゃいましたけれども、たとえば、現在やっている再処理工場の規模です、ただ六倍とか七倍に拡大するだけではだめなんだという御意見もあるわけです。これは臨界の問題として御意見があったわけなんです、そういういろいろな問題がまだ山積をしているんじゃないだろうか。十何年後に操業が始まるというので将来の問題かもしれないませんが、相当行き先の技術の開発も含めて、十分大丈夫だという見通しで恐らく十何年後ということを打ち出されたんだと思うのですけれども、その確認がまだされていない段階で急いでこれをやる必要もないんじゃないだろうか、もうちょっと技術開発が自信を持った成果を得る段階でこれをやられた

らどうか、こういう気もするわけでございます。そういう意味で、再処理技術はもうすでにある程度見通しがついたのかどうか。これは輸入技術もあるかもしれませんが、その点をひとつお伺いします。

○政府委員(山野正登君) 再処理技術につきましては、現在採用されております方法というのは湿式ビュレックス法と呼ばれる方式でございますが、これにつきましては、すでに諸外国におきまして過去二十年間の実績のある技術でございますので、欧米におきまして現在商業技術として採用されておるものでございますし、アメリカは現在核不拡散上の問題から商業ベースでの再処理事業といたうものは中止いたしておりますが、同じ技術によつて現在フランス、西独等においては稼働いたしておるわけでございます。

わが国におきましては、動燃におきましてフランスのサンゴバン社から技術導入をいたしました、東海に実証工場をつくったものでございまして、すでに確立された技術として導入したものはございますが、何分にもわが国におきましては初めての技術でございしますので、できるだけフランスから導入しましたこの技術をよく消化して自分のものにするようにする努力、かつまた将来に

向けての各種の改善の技術、また先生が御指摘になりましたように第二再処理工場に技術を移転するに際しまして、スケールアップ等を含めたものもろの問題についての技術開発といったふうなものもあわせ行っておるわけでございまして、この動燃工場の建設並びに運転を通じて、先ほど申し上げました実用化されておる再処理技術というものが国に定着し得るというふうに考えておるわけでございまして、将来民営で行います再処理工場と申しますのは、この動燃に確立されました技術をできるだけスムーズに移転いたしました、このための手だてというのも別途いろいろ考えておるわけでございますが、実際に工場建設に着手いたします数年後までにはしっかりした計画あるいは設計といったふうなものは十分にできる

というふうには考えておるわけでございます。

○松前達郎君 将来の問題として、数年後にその技術がしつかりしたものができるであろうという予測のもとにやられることになると思うのですけれども、その辺がどうもなかなかのみにめない面があるのです。

しかし、その他の面で、民間で再処理工場を建設するという、その工場の建設期間と、いま考えておられる操業開始時期というのは、一体いつごろになるのであろうか、それについてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(山野正章君) 第二再処理工場の建設の計画につきましては、いま電気事業連合会の準備組織であらましのデッサンをしておる段階でございますが、過去その組織が検討しました成果というものを見てみますと、大體建設に着手いたしました——建設着手と申しますのは、具体的な候補地点の調査に入りまして以降、大體十三年ぐらいで運転開始に持ち込み得るといったふうな計画になっております。したがって、ただいまから具体的な準備作業に入つたといえますと、大體昭和六十五年前後には運転開始に持ち込み得るというふうな考えております。

○松前達郎君　そうしますと、この法案の条項にあるんですけれども、再処理の事業を行おうとするものは内閣総理大臣の指定を受けるために申請をしなきゃいけない、こういうふうにあるわけです。申請書の内容にはどういうことが記載されるかというところ、「工場又は事業所の名称及び所在地」というのがあるわけです。所在地を決めてから申請しなきゃいけない、こういうことなんで、もしかこれをやることになった場合に、真っ先にやらなきゃいけないのは所在地を決めることじゃないか、こういうふうに思うんですが、いまのプログラムからいきますと、もうすでにある程度所在地を決めてないとい、いまおっしゃったようなスケジュールで進まないんじゃないかという気もするんです。所在地を決めるのに相当時間がかかるん

じゃないかと私は思うんです。この前もちょっとその点は同僚議員からお伺いしていると思いが、その点いかがでございますか。

○政府委員(山野正登君) 具体的な候補地点の選定と申しますのは、先ほど申し上げましたように、この法案が成立しまして再処理会社が結成されました後から着手するわけでございまして、決まりましたのはそれ以降になるわけでございまして。実際には三、四年かかるかと考えております。

〔委員長退席、理事藤原房雄君着席〕

先生がいま御指摘になりましたこの規制法との関係でございますが、規制法に基づく安全審査の申請をいたしますのは五年目ぐらいを考慮しておるわけでございまして、当然それまでには具体的な立地地点を決めて、その具体的な立地地点に基づく基本設計を終了して安全審査を申請するという運びにならうかと考えております。

○松前達郎君 その再処理工場を建てる地点というのが、やはり一番重要な問題として今後上がってくるんじゃないかと思うんです。

そこで、今度法案の中に入っておりますが、この法案を見てみますと、ちょっとまだ理解できないというか、はっきりわからないところがございますが、これは何条になりますか、四十四条の二項の四ですか、「再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法」というところがあるわけなんです、これと対応するものとして、四十四条の二の第三項、ここには、それぞれ内閣総理大臣が承認をする場合においての意見を聞かなければいけない。すなわち「原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。」というふうなことの関連があるわけなんです、その中に再処理の方法が入っていないような気がするのですが、その点いかがですか。「内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号に規定する基準の適用」これは原子力委員会。さらに技術的能力の部分については、及び第四号に規定する基準の適用については、

ては原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。」というふうにあるのですが、その処分については、処分の問題、再処理の方法については、これはどうなんですか、意見を聞くことにはなっているんでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) 再処理事業者が再処理事業の指定を受けようとしたとしますと、今回の法律改正をお認めいただきますと、二項の規定に基づいて再処理事業の指定の申請を内閣総理大臣に提出されるわけでございまして。その際に、先生御指摘の四十四条の二項にございまして申請事項を記載したものが提出されるわけでございまして。これに基づきまして、先生御指摘の安全審査が処理の方法というところに関連いたしまして行われるわけでございまして。

まず、「再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力」並びに「再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法」とこれに加えて「再処理施設の工事計画」というようなものが出されておられますので、それを行政庁がまず審査いたします。そして、そのうち技術的能力並びに再処理施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障ないかという点につきまして安全委員会の安全審査にかかるという形になっておるところでございまして。

○松前達郎君 そうしますと、ちょっと私の持っている資料で、ページで言った方が早いかもしれませんが、進んで資料だとページが変わっているかもしれませんが、第四十四条の二の四に「再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。」という条件があるわけですね。それと第四十四條第二項六には、これは対応するかどうかちょっとよくわかりませんが、「処分の方法」が書いてあるわけですね。六に「使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法」、それがこっちは入っておりますが、この四の方には「分離された物」とは入っておりますが、「処分の方法」が入っていない。その点はいかがですか。

○政府委員(牧村信之君) ただいま若干説明が不足しておりますので申しわけございませんでした。

〔理事藤原房雄君退席、委員長着席〕

確かに「使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法」の記載したものが申請書になるわけでございまして。そこで、これの中心としたしましては、再処理によって使用済燃料から当然プルトニウム並びに残存ウランが出されるわけでございまして、事業者がそれをどういふふうに分けずることを考えているかという内容を記載させるわけでございまして。そこで、主としてこの点につきまして、安全委員会並びに原子力委員会がどういふふうな関与をするかという御指摘でございますが、審査に当たりましては、まず一番重要なことは、こういうふうな処分の考え方が平和利用の目的にかなったことを考えておるかどうかというところが現実的には一番重要な問題であると私ども考えておるわけでございまして。したがって、その大部分のことは原子力委員会におきまして、この事業者が指定を受けて考えておりますこの処分の方法についての考え方について、平和の目的に限ってそれを利用していくあるいは処分していくという考え方を持っておるか、これを原子力委員会が審査することにならうかと思っております。

○松前達郎君 そうしますと、いまおっしゃったことは、処分の方法等も含めて原子力委員会もしくは原子力安全委員会の意見を聞くということに解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(牧村信之君) はい。

○松前達郎君 それともう一つ、これはちょっと読んでいて、ごろが合わないと思うのですが、「これを尊重してしなければならない。」というのは、これも日本語的にうまくないんじゃないかと思

ますが、これは文章上の問題ですからここでは申し上げません。

その再処理の問題の中で、私いま処分の問題と盛んに申し上げたのは、やはり最終処分の問題というのが大切な問題じゃないかと、原子力平和利用、そしてその中でこれをエネルギー生産に使うということ、そこまではいろいろと一生懸命考えるんですが、それじゃその最終的に出た廃棄物でどうか、そういうものを一体どう処分するかという問題、これをやはり確立をしないかきやいなんじゃないかならうか。これまたいろいろ国際会議等でも論議されているんじゃないかと思うんですが、この最終処分の方法について現時点で技術的な確証を持った技術あるいはその方法があるかどうか、その点ひとつ。

○政府委員(山野正登君) 御指摘の高レベル廃棄物の処理処分の問題、大変大事な問題でございますが、わが国としましては、昭和五十一年に原子力委員会が定めました基本方針がございまして、その基本方針ののっとって進めておるわけでございまして、基本的な方向としましては、この高レベルの廃棄物につきましてこれを固化処理をする、ガラス固化技術によりまして固化処理をしまして、これを最終的には地層に処分をするというふうな方向で現在対処しようとしておるわけでございまして、この方向につきましては欧米の各国とも大体同じような方向で考えておるわけでございまして、研究開発の進展の度合いにつきましてはいろいろ差異はございますが、最も進んでおりますのはフランスでございます、フランスの場合は、固化処理につきましてはすでに工学試験規模でのホット試験、つまり実用規模でのホット試験というのを現在実施中でございまして。今後このホット試験の結果に基づきまして実証工場をつくっていくといったふうな運びになるのではないかと、同じくフランスで、処分につきましては、花崗岩層について地層の調査あるいはサンブルの熱的特性等の試験を行うといったふうなこ

とをやっておるようでございまして、先ほども申し上げました基本的方向というのは、このフランスを含め欧米各国同じ方向で努力をしており、かつ現在、申し上げましたように、フランス等におきましては相当技術開発も進んでおりまして、十分に技術的な見通しはあるというふうに考えているわけでございします。

わが国の場合、もう一度振り返って考えますと、大まかに申し上げまして今後十年ぐらいのうちに固化処理技術についての実証を行い、また処分につきましては今後三年ないし五年ぐらいの間に方向づけをしまして、昭和六十年代にはこの処分技術の実証をしまいたいというふうに考えておるわけでございします。

○松前達郎君 この処分の問題も将来の開発にまつというふうな感じになるわけなんですけれども、これもやはりいやおうなしにやっていくと、どうせこういった原子力開発をやっていくばそういう廃棄物が出るんですから、これをどう処分するかというのは初めから懸案として出ていた問題なんです。これについてもやっぱりもっと積極的な研究開発を急いでやるべきじゃないか。恐らくこの時点でまた大きな問題が出てくるはずなんです。技術のいっぺん何というんですか、ペーパープランだけじゃなくて、やっぱり確証をしておかないといけない、こういうふうに私思っています、その点をいま質問したわけなんです。廃棄物と同時にプルトニウムもできるわけですが、再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。まあ施設は平和の目的以外に利用されないというところはわかりますが、でさうしたプルトニウムはどうなるんだらうかという問題が出てくるわけなんです。再処理後の核物質が厳重かつ安全に保管されることに対する保障というものは、これについて法律案の中にはそこまでは盛り込まれていないわけなんですけれども、再処理工場ができれば当然この問題が出てくるので、その点はいかがでしょうか。これは核ジャックとかいふようなことも考えられますけれども、特にプ

ルトニウム、こういうものをどういうふうにして保管しておくのか。また同時に、その時点で新しい新型の炉が開発されてそれに用いるんだとか、そういうタイムスケジュールが——現在の増殖炉その他の開発も行われているわけですから——あつて、それに使っていくのか、その辺の問題は一体どうお考えになっているかです。

○政府委員(山野正登君) まず私の方から利用計画という側面からの御答弁を申し上げますが、わが国で再処理事業を行うというのには、かねがね申し上げておりますように、ウラン資源を最大限に有効活用しよう、つまりプルトニウムというものの利用を図らないと、国内にウラン資源のないわが国としては原子力の平和利用というものを進めるわけにまいらないという事情によるものでございします。裏を返しますれば、今後再処理事業から出てまいりましたプルトニウムというものは最大限にこれを活用していくことでございします。今後このプルトニウムを活用する炉として、ただいま動燃におきまして開発中の高速増殖炉への利用というのを私も本命と考えておるわけでございまして、大体今世紀末あるいは遅くとも二〇一〇年ぐらいまでにこの高速増殖炉の実用化を図ってこれに投入してまいりたいと考えているわけでございします。この高速増殖炉の実用化の遅い早いによりましては、別途あわせて開発をしております新型転換炉ATRへの利用というものも考えざるを得ないわけでございします。また、さらにこれに加えて軽水炉へのプルトニウムリサイクル、いわゆるプルスールという形の活用も考えなければならぬわけでございします。私が、私も現在ある前提を置まして試算しております結果によりまして、大体今世紀中には研究開発用の高速増殖炉あるいは新型転換炉といったようなものに加えて、もし高速増殖炉の実用化が早く進んだ場合には、相当数の新型転換炉並びに軽水炉にプルトニウムを利用するという形で考えますと、昭和六十五年あるいは今世紀末の昭和七十五年という時点をとって考えますと、

大体大まかに申し上げまして、プルトニウムの需給はバランスし得る。つまり、使い残りがなくさうなあって倉庫に多量のプルトニウムが眠つてしまふといったふうな形にはならないだらうというふうなことを考えておるわけでございします。これは、利用面から今後プルトニウムの需給はどうなるかというものを申し上げましたわけでございしますが、その量が少ないとはいえず、わずかながら貯蔵されたものと申しますのは、これは別途事業者の格段の注意に加えて、規制法で厳重に管理をしていくというふうなことになるわけでございします。

○松前達郎君 そうしますと、いまのATR、FBRが開発されて燃料を装入する時期にちょうど再処理工場の生産が合致するという御計画である。実際ATR、FBRの進捗状況というのは現実的にはどうなんでしょうか、最初の計画どおりに進んでおるんですか。

○政府委員(山野正登君) ただいま申し上げましたプルトニウムの需給バランスは、単に第二再処理工場から出てまいりますプルトニウムのみならず、すでに運転に入っております動燃の再処理工場並びに従来のイギリス、フランスに役務委託をいたしております再処理等から出てまいりますプルトニウムすべてを含めて申し上げておるわけでございします。

したがって、昭和六十五年ぐらいまでに出てまいりますプルトニウム、つまり動燃の再処理工場と海外委託分から出てまいりますプルトニウムというのは、これは高速増殖炉並びに新型転換炉及び軽水炉への利用等、すべて研究開発用に使用されることにならうかと思ひます。昭和六十五年前後に第二再処理工場が運転開始に入りまして以降、この第二再処理工場から出てまいりますものを含めたプルトニウムというのは、これは軽水炉への実利用あるいは、先ほど例示的に申し上げました、ATRが実用化されております場合にはATRへの実利用並びに高速増殖炉の実用前段階のものへの利用といったふうなことにならうかと思ひます。

○松前達郎君 ATR、FBRの開発が順調にいったというところをお伺いしたんですけれども、最初の計画と開発の進行——現在まだ計画だけのものもありすけれども、それについて計画並びに建設、実験関係も含めて順調に進んでいるのかどうかをお伺いしたかったんです。

○政府委員(山野正登君) そもそもから申し上げますと、正直に申し上げます、高速増殖炉と新型転換炉の開発計画というのは大幅におくれしております。私もとしましては、これ以上おくれさせないよう鋭意努力をしておるわけでございまして、高速増殖炉について申し上げますと、まず実験炉の「常陽」は、昭和五十二年に臨界に達したわけでございまして、現在おかげさまで成功裏に運転を続けておるわけでございします。これに続きます原型炉の「もんじゅ」につきましては、昭和六十年ないし六十二年ごろの運転開始という目標に現在準備を進めておるわけでございまして、そういう意味におきましては、現在高速増殖炉の開発は順調に進められておると言えるかと思ひます。

それから新型転換炉の方につきましては、これも原型炉「ふげん」が現在順調に運転を続けておるわけでございまして、私もとしましては、将来この高速増殖炉実用化の時期いかによつては、新型転換炉を実用化する必要があるわけでございします。それで、それに備えて、現在運転中の「ふげん」の運転実績といったふうなものも参考にしながら、実証炉の設計、詳細設計というものの準備を進めておるという運びになっておるわけでございまして、このまままいりますれば、昭和六十五年、つまり第二再処理工場が運転開始をします時点で降ぐらには新型転換炉の実用化というものは図れるのではないかとこのように考えております。

もう一度まとめて申し上げますと、一番最初にこの両計画がスタートしました時点の計画からは大幅にずれておりますけれども、現在の開発状況というのは順調に進んでおると、こういうことか

と存じます。

○松前達郎君 結論的には最初考えた計画どおり進んでいないと。その点と、それからやはり再処理工場の建設についても、立地の問題とかいろいろ問題で、恐らく相当問題がまだ今後残っているんじゃないか。なかなかこれも十年先に建設されるかどうかちょっと見当がつかないような気がするのです。しかし、先ほど冒頭に申し上げましたように、ただ安易に経済コストの面からだけ考えて、あるいは集中的に電力生産ができるという面で原子力発電が一番手取り早いんだというふうな考え方は私は余りいたらない。先ほど申し上げたように、あらゆる努力を多様化を図っていく時代ではなからうかと、こういうふうに考えるわけなんです。

特にその中で、これは私の個人的な考えなんです。果たしてその考えが適当であるかどうかはわからないのですが、最近いろいろな情報を集めてみますと、人体への放射線の影響というものが、被曝したその線量でもって論議をされておるのですけれども、線量ももちろん重要であると思えますが、それ以外にガス状のもので、ガス状の放射性物質、これがどうもくせ者じゃないか。これは専門の放射線医学関係の人とも今度いろいろ話し合ってみなければいけないと思うのですが、ただ線量だけで決める以外の何かファクターがどうもありそうだと。たとえば、これは報道によれば、アメリカのニューヨーク州で放射性廃棄物処理場から放射線がリークするという問題があった、そしてその付近にがんの発生が報道されておるわけです。これも、ただその辺がちょっと多いというだけじゃなくて、十倍の発生率だとか。これについても、ただ単に放射線がリークをしていうことだけではなくて、何かガスのようなものが体の中に吸い込まれて、それが影響をしているんじゃないか。あるいは私は推察をいたしているんですが、がん発生が必ずしも全部ではないんですが、そういう人体への影響に対する放射性ガスとの関連という問題、これはやはり今後大いに検討してい

かなければならないんじゃないか。原研あたりでもこういう問題テーマとして取り上げて、やはり衆知を集めて検討する必要があるんじゃないかと私は思っております。この再処理工場の場合も、放射性廃棄物の中にガス状の廃棄物があるのかどうか、その点をちょっと伺いします。

○政府委員(山野正登君) ガス状の廃棄物もございいます。

○松前達郎君 そうしますと、そのガスの廃棄物というのはどういう姿で排出されるのか。

○政府委員(牧村信之君) 再処理工場から出てまいりますガス状は、ただいま原子力局長がお答えしたクリプトン、キセノンあるいはヨードがその大部分であると思えます。これらのものはガスの廃棄の処理場に参りましてある一定期間貯留されまして、減衰を待って、規定値の濃度以下にコントロールいたしまして大気へ放出されるわけでございいます。その大部分であるクリプトン、キセノン、場合によりましては若干のトリチウムと申しますか、あるいは水の蒸気、こういうものも含まれようかと思いますが、これらの核種は、先生先ほどの御指摘ではございいますが、ベータ線を出す核種でございまして、比較的人体への被曝というものは少ないものとされておるわけでございいますけれども、現在動燃事業団におきましてはこの捕集を徹底的にやろうではないかという技術開発計画が進められておりまして、クリプトン、キセノンの除去ということに近く、施設が現在建設中でございいます。これらの施設が完成いたしますと、現在の規制値よりもさらに低下し得るものというふうな考えておるところでございいます。

○松前達郎君 確かにそのガス状のものをある程度蓄積して、放射線の強さといえますが、量といえますが、それが少なくなつてから出すというのは一つの手段ですけれども、私が考えたのはそういうことじゃなくて、ただ数値が少なくなつたから外へ出すという問題ではなくて、人体への影響というのは数値と余り関係のない何らかの作用が

あるんじゃないかという——これは個人の予測ですが——したわけなんです、その点はまたいずれ各方面とも打ち合わせしていきたいと思ふんです。そこで、この規制法に関しては、規制法といえますが、いまの、現在の法律に関してはそのぐらいにいたしまして、これは民間企業が第二工場を建設するということですからそれとの関連があるんですが、原子力基本法の中に公開の原則があるわけですが、原子力基本法の第二条に「その成果を公開し」というのがあるわけですが、これについて、「成果」というのは一体どういうふうに解釈されておるか。これは民間企業がやる場合には当然憲法の財産権の問題もあって、企業秘密という問題が関連してくるんですね。そういう意味でいま伺いするわけですが、まず最初に、その「成果」というのは一体どういうふうに解釈されておられますか。

○政府委員(山野正登君) 研究開発の活動を考えますと、その研究開発活動の途中経過におけるものではなくて、最終の研究開発の成果、そのような意味ではないかと考えております。

○松前達郎君 そうしますと、最終的なものといたしまして、開発の状況の途中の段階のいろいろな情報ではないかというところをのぞいたわけなんです。この場合たとえば企業秘密との関連ですね、企業秘密であるから公開できないと、これは恐らく民間企業がやれば当然そういう問題が起きてくるわけなんです。その点について、やはり企業秘密であればこの場合も公開をしなくてもいいと解釈されておるのかどうか。

○政府委員(山野正登君) この「成果の公開」という規定のゆえんを考えると、まず一つは原子力開発利用をするに当たりましてその平和利用を担保しようということ、あわせて研究開発の成果の公開によりまして広くこの成果の活用を図ろうと、両用の目的が背後にあるというふうな考えられますが、そういう意味で、できるだけこの成果というものは制限なく公開することが望ましいというのが私はやはり大原則であらうかと思

います。別途、財産権の保護という意味で先生御指摘の商業秘密というものも尊重しなければならぬ、そういうことで、この商業秘密の保護という問題と公開の原則との調和点というのはやはり探し求めなければならぬわけでございいます。その際に商業秘密の美名に隠れて不必要に非公開にするといったふうなことは厳に慎むべきであると考えております。現在基本法で規定されておりますのは、これは政府機関のみならず民間も等しく守るべき原子力開発利用上の大原則というところで決められておるわけでございいますので、民間企業におきましても十分にこの精神にのっとり活動してもらえらると思ひますが、別途私どもも十分な指導をしたいと、こういうふうな考えでおります。

○松前達郎君 あと二つほど伺ひして終わりにしたいと思ひますが、その一つは西ドイツのゴルレーベンの再処理工場の建設計画を西ドイツは延期をしましたが、これはいろいろな理由があると思ふんですが、新聞報道を見ていると、以前に伺ひましたわが国におけるいま計画されております民間での第二再処理工場の建設に関する費用とこのゴルレーベンの再処理工場の規模はそんなに変わらないと思ふんですが、新聞で見ました建設費用と相当の開きがあるんで、その辺がどうなっているのかよく私にはわからないんですけれども、このゴルレーベンの建設予定であった再処理工場の計画延期についてそちらの方に何か情報が入っておりますか。なぜ延期したか、それから建設費用が大幅に違うのがちょっと理解できないんですけれども、その点。

○政府委員(山野正登君) まず、第一点のこの建設費の方でございまして、わが方で計画しております第二再処理工場は、従来申し上げておりますように、大体現在価格で四千万円ないし五千万円程度の資金が必要でございましてと御説明申し上げておりますが、ゴルレーベンのプロジェクトの概要によりますと、大体規模としましては第二再処理工場と同規模、年間千四百トンばかりの

再処理を予定したしておるようでございますが、この建設費はこれは現在価格であらうかと思ひますが、大体四千四百億円という数字が私どもの手元にございます。ただ、これに将来の借り入れに伴う利子でございますとかインフレ等、将来の費用をエスカレーションを入れますと展開しまして合算した合計というのは一兆円を超える数字も別途ございますので、これは両用の数字が出ておるようでございます。一兆円を超える数字をこらんになる方は、これは非常にわが国の計画に比べれば過大ではないかといったふうな御印象もあるうかと思ひますが、いま申し上げましたような算定の基礎の違いに基づくものでございますので、私どもの理解では規模も建設費もはばわが方のものと似通ったプロジェクトであるというふうな理解いたしております。

それからゴルレーベン計画が延期された理由でございますが、これは私どもが入手いたしております情報によりますと、一つの理由は、予定いたしておりますニードーザセン州の州内における地元住民の合意がまだ得られていないということ、それから政治的な前提条件が満たされていないと、そういったふうな表現を州の首相はいたしておりますが、この二つの理由を挙げまして、再処理施設の建設計画については当面州としては認可しない方針を打ち出したと、このように承知いたしております。

○松前達郎君 じゃ最後になりますが、先ほどもちよつと外務省にお伺いしたことなんですが、周辺国における核開発というのが、わが国が原子力を平和利用だと言つて、一生懸命こう平和、平和と言ひながらやつてゐる中で、周辺の方はどうもそんなことを考えないらしいですね。原子炉も導入していく、そしてその結果プルトニウムもできてくる、しかもそれを核兵器として利用するおそれがある、さういふふうな問題が最近出てきておるわけですね。さういふ外務省には国の名前を挙げませんでしけれども、たとえば韓国の太田と書いてゐるところに、あるいはさういった再処理

施設その他があるんじゃないかと私は思ふんですが、フランス人には立ち入らせても日本人には見せないというふうな地域があるというのを聞いておるんですけれども、恐らくこういう問題を今後各国で出てくるんじゃないか、そうすると、極東地域における核管理国という立場に日本が置かれてくるんじゃないか、この再処理問題を推進するんだとすればさういふ面まで考えておかなきゃいけない問題じゃないかと思ふんです。隣の国のことなんですが、韓国までは非常に近いです。もう飛行機だと一っ飛びで行ける。この韓国における核開発に関連した情報というのを入手されておるんですか。これは科技庁の方で入手されておるかどうか、それをお伺いしたかったです。

○政府委員(山野正登君) 韓国における原子力発電所の建設状況といったふうな情報は私どもも持っておりますが、ただいま先生御指摘のような情報というのは持つていないわけでございます。で、私一般論として申し上げたいと思うのでございまして、御指摘のように、平和利用を進めるに際しまして核不拡散の確保ということはきわめて重要な問題でございまして、これは各国の自覚にまつことに加えて、やはり各種の国際的な枠組みによりまして規制の努力によつても確保しなければならぬというふうな考えをおるわけでございます。

先生御承知のように、昭和四十九年のインドの核爆発実験以降、たとえばロンドン協議でございまして、あるいはPP条約の起草のための委員会でございますとか、あるいはNPPT見直しの会議であるとか、さらに最近におきましてINFCEの努力といったふうな各種の不拡散の努力といたして、国際的に行われておるわけでございます。で、さういふ場面にわが国も積極的に参加して、できるだけ平和利用を損なわない、しかも不拡散は十分に担保する、さういふ技術的な制度的な枠組みといったふうなものをつくり上げて、先生御指摘のような不拡散というものを確保しなければならぬというふうな考えをおります。

○松前達郎君 これで終わります。
○委員長(塩出啓典君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩をいたします。
午前十一時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(塩出啓典君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原房雄君 この法案の審議も大分審議の時間が重なつてまいりまして、私もその都度いろんな問題について政府の見解を聞いたまいりまして、わけでありまして、御存じのとおり、東京サミットを中心としたしまして、エネルギー問題というのは非常に重要な問題としてここでも討議をされるだらうという、国際問題として非常に大きなウェイトを占める今日、日に日にいろんな問題が提起されておる。またアメリカにおきましてスリールマイル島事故、これをめぐりまして原子力に対するいろいろな角度からの論議、また諸外国におきまして、原子力発電をめぐりましてのいろんな問題が起きてゐるようでございます。さういふこととから、議題になつておりますこの法案の審議、これから外れるつもりはないのであります。同じ原子力に関連する問題として最初に若干御質問をいたしたいと思ふのであります。

これはもう以前にも同僚議員からも一部お話にございまして、深く追及するつもりもございませんし、また後日改めてしかるべき方にたしたいと思つておりますが、最初に大臣にお聞きしておきたいと思ふんですが、原子力発電をめぐりましての原子力エネルギーの問題につきましましては、これはもう長々申し上げるまでもなく、日本国というのは資源からいきましては技術的に言ひましても、また国際間の問題にいたしまして

も、日本独自でこれが突っ走るということではできませんで、特に国際関係にありましては日本とアメリカとの協定もございまして、さういふ制約の中でこれは進められるというところであります。さういふことで、過日、大平総理大臣もアメリカへ参りましてカーター大統領のお話もあつたわけでありまして、私どもの国の資源のない現状からいまして、原子力の利用というものはどうしても必要だといふことについての私どもそれなりの認識はいたしてゐるわけでありまして、やはり国際的な協定といひますか、特にアメリカとの中でこの制約なりいろいろな中で考えなきゃならぬといふことで、このたび大平総理大臣がアメリカへ参りまして、いろいろな問題を話し合つたと思ふんでありますけれども、率直なところ関係の一人として、アメリカへ行つたいろいろないきさつ等については十分大臣も御承知のことと思ふんでありますけれども、日本のさういふ現状については十分理解を示すという、まあ抽象的な言葉では新聞等では報じられておりますけれども、その間のことについてはどのようにお聞きになつていらつしやるのか、その間のことをひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(山野正登君) 先般、大平総理が訪米されました際に、日米両首脳がいろいろお話し合ひになりました中に原子力問題もあつたわけでございますが、この際一般論をいたしまして、原子力の平和利用を進めるに当たつて核不拡散強化といふこともあわせ行おうと。つまり、平和利用と不拡散の強化、両方の道を相ともに進めていこうといったふうな共通の認識が確認されたということでございます。今般は両首脳間の会談でございまして各論には入りませんので、さういふ大きな姿勢と申しますかスタンスと申しますか、さういふふうなことが確認された。あわせてスリールマイルアイランドの関係もあるわけでございますが、原子炉の安全性と信頼性を高めるための共同研究もさらに今後一層拡大していこうという

点についても意見の一致を見たといったふうな点になっておるわけでございます。

したがって、先生が御指摘のように、今後わが国が東海再処理工場を運転するにしまして、また先々再処理を含めいろいろな原子力活動を進めるにつきましては、核不拡散という観点から、日米協定上、米側とどのような協議をする場があるわけでございますが、そういう際に、先ほど申し上げました日米両国首脳的基本的な認識というものの基について私どもはこれから処してまいると、そういうふうなことになるかと考えております。

○藤原房雄君 この共通の認識の上に立つて、これはトップレベルの方のことでありますから、そこから事務レベルのいろんなお話し合いが進むんだらうと思います。今後の推移というのは、私どもの審議するこの法案については非常に影響の大きい問題でございますので、今後どういう手順で事務レベルで話し合いというのを進められていくのか、この間の手順とか、スケジュールといいますか、お述べいただきたいと思っております。

○政府委員(山野正登君) 日米間におきましては、絶えず情報の交換等をして理解を深めております。これは原子力問題に限定してみても、本年に入りまして以降もしばしば事務レベルで先方の担当者が日本に参りました際、あるいはわが方の担当者が米國を訪問しました際、あらゆる機会を通じて意思の疎通を図り、相互の理解を深めておるといふような状況にあるわけでございます。

具体的に申し上げますと、一つは、まずこれからやるべきことは、東海の再処理工場の第三年目以降の運転についての日米の協議でございますが、これも早急に協議を始めまして、ただいまの昨年共同決定をいたしましたところによれば本年の九月までの運転ということについて合意を見ておるわけでございますので、それ以降のことにつきましてもできるだけ早い機会に合意に達したいというふうに考えております。

それから、これは日米間に限ったことではございませんが、日米兩國が参加しまして、INFCIEの場におきまして、この再処理問題というのは第四作業部会で扱っておりまして、その場でもいろいろ兩國を含めて鋭意検討しておるところでございます。この成果というものは来年の二月に出まいる予定です。

そこで、INFCIEの結果というのは、これは条約でも何でもないんで別段参加国をしるものではないけれども、しかし世界の五十数カ国が参加して出す結論でございますから、今後日米間においても非常に大きな影響を及ぼすであらうということで、われわれとしてはできるだけ日本国の基本的な姿勢が反映できるように努力をしておるところでございます。また現在の見通しでは十分に反映できると思っております。

そこで、そういったふうなことを背景にして、今後この第二再処理工場をつくること自体については別段米側の了解を得る必要はないのでございますが、しかし、また先々、たとえば現行の日米原子力協定がそのまゝいくとすれば、いずれ再処理をしますときには米原産のものについては米側とまた共同決定をするといったふうなことも遠い将来必要となるわけでございますので、そういったことに常日ごろから米側と意思疎通を図って理解を深めていきたい、このように考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 いまお話しされましたINFCIEの部会でのことについて報道されておりますが、これは今後それぞれ手続を経て、来年の二月ですが、総会までにとりかかるとありますが、今回の第四部会での決定というものは、わが国の立場から見ますと非常に結論としてもいいというか、こちらの主張が通ったようなことになるわけであります。そういう国が多かったわけですから、しかしアメリカの基本的な立場というものはやっぱり相当厳しい立場の主張があったというふうに言われておるわけでありまして、今回のINFCIEの部会での討議、これらのものを通して、今後の

見通しというのはなかなかむずかしいのかもしれませんが、現任の部会に対しての科技庁としての評価なり今後の努力といふことは、さらにまた国際的な日本の立場を貫くということでの決意といふことは、その間のことについて伺いいたします。

○政府委員(山野正登君) INFCIEの各作業部会の報告というのは、先生がいまおっしゃいましたように今月の末までにまとめまして、これを技術調整委員会というところに提出いたします。それで技術調整委員会では各部会の報告書を検討しまして、いろいろまたコメントをつけて差し戻す。その結果各部会がまたファイナルな報告をまとめまして、これを技術調整委員会に出し、技術調整委員会は来年二月の最終総会を目指して技術調整委員会としての報告をまとめていく、こういったふうな運びになっていくわけでございます。

ただいま第四作業部会が今月末にまとめるべき草案というものがございまして、実は今月中旬、ウィーンにおきまして第四作業部会が開かれたわけでございますが、その案によりますと、これは残念ながら事前に公にするわけには国際信義上まいるまいわけでございしますが、非常に私どもに関心の深いポイントだけを二、三申し上げますと、一つは再処理とかプルトニウム利用をする基礎的な技術というものはもうすでに確立されておる。それから再処理を行う場合には経済性の観点からも、また核不拡散の観点からも、できるだけ大規模の工場の方がよろしい。それからまたウラン資源の観点から、もう少しわが国のような国でございまして、こういう国で、かつほかの代替案がないという場合にはウラン資源を有効利用するという観点から再処理をしてプルトニウムをリサイクルするというのは大変重要なオプションであらう、そういったふうなことが盛り込まれておまして、そういう意味で、先生のおっしゃいますわが国の主張を貫く努力というのは相当満足すべき形で実を結んでおるのではないかと考えておるわけでございます。

ただ私どもは、これに加えて、今後とも米側がINFCIEのスタートの時点で主張しておりました核不拡散の強化という点については全く共鳴をしておるわけでございますので、INFCIEが済みましても、さらにポストINFCIEと申しますか、引き続きの国際的な努力の場におきまして、先ほど申し上げましたような内容の平和利用というものを進めていく一方、米側を含めて国際的に不拡散の努力というものは引き続き行っていくかなければならぬというふうに考えております。

以上でございます。

○藤原房雄君 いま全貌についてはいろいろな事情があるようでございますが、挙げられた点についてはまことに日本の国にとってはありがたいといふことが、日本の国の今日までの主張が、努力があらわれたと思っております。日本の国にとっては非常に有利なことだろうと思っておりますが、冒頭に申し上げましたように、日本の国といえはこれは資源のない国で、いずれにしましても日本独自でできるものというのはいまありませんから、そういう観点からいいますと、国際協調というものも、また諸外国に対する理解を深めるということも、これは非常に重要なことでございまして、今後一層日本の立場といふことが、この問題に対しての理解を深める努力をしなければならぬだろうと思っております。しかし、このたびのいろんな討議の中で、原爆製造への転換を防ぐ保障措置さえ安全であればということがあつたわけでありますが、日本の国の国民としましては確かに原爆被爆国としての厳しい環境の中にあるわけでありまして、諸外国に對しては、この日本人の心情というものをよりまた認識させるということとともに、私どももまたその理解を深めさせる努力もあわせてしなければならぬだろうと思っております。そういうことで、ひとつ今後の推移を見守ってまいりたいと思っております。関係当局のまた御努力を賜りたいと思つておるわけでありますが、さて、今度東京サミットにおきましてもエネルギー問題というのは相当大

な問題になる、議題になるということがいろいろ言われておるわけですが、日本とアメリカとが日米科学技術協力協定というものを結んで今後の科学技術についての推進をしていこうということについて調印をしたということであり、これは直接核融合とかそういうものも入るんではないかと、今後の推移についてはあれであります。で、ここでは核融合とか石炭の転換問題とかそのほか諸種のエネルギー問題について、技術的なことについて研究協力ですか、こういうことを進めていこうということなんでしょうと私も思うので、これはわが国が、こういうことで科学技術の振興ということにアメリカとの協力協定を結びながら今後進めていく、また先ほどのお話にありましたのはスリーマイルの事故、こういうことについてより一層協力し合って技術的な面について開発していこうと、そういうことだろうと思えます。いずれにしても、自主技術の開発とともに、それぞれの国々の秀でたものを取り入れ、そしてまた共同研究をしていくことは非常に大事なことであり、思っています。

そこで私は、今後の科学技術のあり方等について、まず最初に日米科学技術協力協定のことについて大筋、簡単に結構ですが、こういうことで進めていく考えだということをお述べいただくしたいと思います。

○政府委員(山野正重君) 新しいエネルギーの研究開発に関する日米科学技術協力協定でございますが、これは協力の分野としては、先生がご指摘されました核融合、石炭液化、これに加えて光合成、地熱エネルギー、高エネルギー物理、そういうふうなものが含まれておるわけでございます。

このうち、核融合と石炭液化というものを優先するということでございますが、私の所掌いたしております範囲で申し上げますと、核融合につきましては、わが方は原研、先方はエネルギー省の

委託を受けておりますゼネラルアトミックという会社が中心になりまして、ダブルットIIIというものの研究を進めていくわけでございます。今後十年間に約十億ドル程度のもので全体で見込まれるわけでございますが、必要であれば今後とも引き続きこの研究協力を当初の十年が済みました後も継続していこう、そのようなつもりでスタートしたわけでございます。恐らく今後には単にエネルギー分野に限定されませんで、幅広い科学技術についての協力といったふうなものも期待し得るというふうに考えております。

○藤原房雄君 それから、報ずるところによりまして、科学技術庁が担当だと思えますが、緊急冷却装置のことについて共同実験、これについてアメリカ、西ドイツ、こういうところと共同で実験をし、そしていろいろ進めていこうと、こういうことも言われておるわけですが、私どもは新聞に報ぜられるところしかよく理解しておらないのでありますが、いずれにしても、こういうことで、わが国はわが国の自主的な技術開発ということと進める一方では、国際協調といえますが、協力関係を深く結んでいくことは非常に大事なことであり、思っています。また共通のその国々の問題であるわけであり、共同実験といえますか、こういう問題の推進というものの大事だと思えます。

私はこういう何点か申し上げましたが、原子力は安全なんだということで今日まで来たわけであり、しかしその神話が崩れ去ったといえます。原子力にも事故が伴うということで、アメリカで起きた事故ではあったのでありますが、非常に大きな反省の材料と、そしてまた今後に対する真剣な見直し、また検討、研究、こういうものが強く叫ばれておるわけでございます。アメリカ等におきましては非常に厳しいことが言われ、またスイス、諸外国におきましても原子力問題につきましては住民の方々の強い反対運動とともに、厳しい制約が加えられつつあるという現況であります。

それで私は、これからの科学技術の推進に当たりまして、やっぱり来年度の予算というものは非常に厳しいように言われておりますけれども、これはやっぱり今日の時点を踏まえて考えますと、科学技術の研究開発の推進というものが住民に対しての非常な安心感を与えるという面からいいますと、やっぱり相当な努力をしなければなりませんし、またお金もかけなければならぬだろう、こういうことで来年度の厳しい予算、各省庁でいまでも御努力をいただかなければならぬと思っておりますけれども、これはどうしても大臣に現時点のこの厳しい状況というものを踏まえていただきまして、この安全性確保ということを中心として、相当な御努力をいただかなければならぬと思っております。大臣はそれなりの御決意のもとに現在検討し、そしてまた省庁に対しての強い御発言をなさる決意であろうと私は思っていますけれども、その何十倍かまた張り切ったいただかなければいかぬと私は思っています。こういう諸情勢の中、いろいろな問題になった最近のこの情勢の中で明年の予算を目指して大臣の決意なり、またお考えをちょっと伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(金子岩三君) 大変な御激励を受けてありがとうございます。

原子力行政につきましては、アメリカの事故以来大変な打撃を受けておるのが現況でございますけれども、科学技術庁の仕事全体としてはいままでの予算が他の省庁と比較しまして非常に少ない予算で今日までこの役所は仕事をしておったという認識を私ははつきり持っておりますので、この七月、八月から始まる概算要求には思い切った計画を立てて、五十五年度は緊縮財政をとらうとして大蔵省は大変厳しい態勢で臨んでおります。それは、いままでわりと潤沢な予算を持っていた仕事をしておったところは前年度対比ゼロで結構だろうと思えますけれども、この科学技術庁関係の予算を見ますと、やはり一般の民間が七五%もいわゆる研究費を使って国が二五%しか持っていないというところは、これは世界の先進国の中でず

ば抜けて一番予算を少なく持って仕事をしておる現況なのでございますから、少なくともここ二、三年のうちに他の国々とバランスのとれた、いわゆる一般の研究開発費を二分の一はやはり国費で賄うべきだと、こういう考え方に立って七、八月の概算要求には思い切った要求をいたしたいと、このように考えております。

○藤原房雄君 大臣の力強い決意のほどがわかりました。しかし壁は厚いですからひとつしつかりやっていただきたいと思います。

戦後、日本の復興のために何が大事かと言ってもエネルギーが大事だということで石炭産業に傾斜産業といいますが、石炭に集中してやった時代がございました。戦後復興のためのいろいろな施策はあったわけであり、けれども、それは時代の中で確かに石炭産業というものを柱として、エネルギー産業を中心として日本の復興の計画を立ててそれを推進したということは確かに誤りではなかったと私は思います。そのことだけでなくていろいろな要因もあるかもしれませんが、産業界としましてはそういう道を歩んで来たわけであり、いま大きくふくれ上がりました日本の産業、省エネルギーということも当然私も真剣に考えていかなければなりませんし、それなりの対策を講じなければならぬことは、また立法院として真剣に取り組んでいかなければならぬことは当然考えておりますけれども、しかし、これから建設しようとする原子力発電所もございまして、現在稼働している原子力発電所があるわけでありまして、その原子力発電所に事故が起きるといふことでありまして、これがアメリカでイギリスでフランスでドイツで、諸外国の技術を導入しておるだけにそれぞれの国々での問題が即日本の国の不安となつてはね返ってくる、こういうことでありますから、やはり自主開発のために相当ひたむきに力をつけて、新しい技術の開発の中から二度と同じ轍を踏まない、事故を起こさない、こういう

ことでやっていけるような基礎的なまたその対応するだけの研究機関というものは、まあ現在これは原研や動燃事業団とかいろいろな形のものがあるわけですが、内容のより充実、そしてまたいろいろな諸問題に対応できる諸施設と陣容、こういうものも真剣になって取り組まなきゃならない時点にきたのではないかと、私はそういうことを痛感するわけでございまして、前年対比で何%とかという日本のこういう予算の組み方とか、そしてまた来年度については伸び率がどうか、科学技術庁につきましては確かに本年度も他省庁から見ますと伸び率は大きいということでありまして、これも、いま国際的にエネルギー問題が大きな問題となつて、いずれの部門を見ましても日本の国には資源のないという現状の中で、この膨大なエネルギーを確保するためにはやっぱり技術の開発ということが必要先さるべきであり、そのことのために国も全力を尽くさなきゃならないと、こういう考え方に立つておるわけであります。

そういうことで、いま大臣からお話ございましたが、今度の予算につきましてはひとつと基本的な、基礎的なことを中心として、それから今後の安全対策につきましても、当委員会でもいろいろなことが議論されましたが、それは相当な技術者の必要とする監視体制とか定期検査、そのほかの検査項目、検査要員、機器そういうものに対しての要求というものでありまして、これは安全性確保という上から最優先されなきゃならないこととでありますので、今日までの日本の高度成長の中でいろいろなひずみといいますが、いろいろな問題があつたらうと思ひますけれども、まあ、何はさておいても科学技術の振興対策が最優先されるべきだと、このように私は思ひますのでありますけれども、大臣の所見を伺つておきたいと思ひますので、いかがでしょう。

○国務大臣(金子岩三君) 先ほども私の現在の考え方を申し上げましたが、いろいろ資源のない国、特にエネルギー資源がないのでございまして、科学技術の力によってわが国は世界の列強に伍して

いくほかに道はないと、このように私は考えております。したがって、エネルギーの代替についてもやはり原子力発電を、もちろん大前提が絶対無事故、絶対安全性の確立というような体制を整えていきながら原子力発電の大きな飛躍を図らなければならぬと、このように考えております。

したがって、原子力の研究開発についても――私は昨日、筑波の研究学園都市をちょっと視察いたしました。金属機材の研究をのぞいてみまして、これが原子力発電の機器をつくるいわゆる材料だという説明を受けまして、その材質をいろいろあらゆる角度から顕微鏡で見ても、将来これにひびが入るとかあるいは折損が出るとかいう憂いのある物をほとんど排除して、よりいい物をつくらうとして研究しておるのを見てきたんでございしますが、私はやっぱりあれを見ましても、日本はもつと研究費に金をかけて、諸外国に頼つて諸外国の物を入れるというところは、もうこの辺で全部国産品に切りかえていくべきではないかと、やはり自分の国の力、自分の国の責任において原子力発電の一〇〇%の機器を提供して、いわゆる自立体制を整えるべきではないかというように痛感してまいりました。それにはいま申されたとおり、監視体制に人が要するというのも当然でございまして、やっぱり研究員も足りないんじゃないでしょうか。私はそういう感じをしてまいりました。したがって、下野審議官を連れていきまして、ひとつ人が足りないなら遠慮なく申し入れてくれと、研究に完璧を期するのには私はやはり人材、その人材の数も必要じゃないかというように痛感いたしましたので、そういうことも研究所長に話をしてまいつたわけでござい

ます。そのようにして、やはり自主開発を原子力にせよ宇宙開発、衛星にしましても、やっぱり七〇%はいわゆる輸入機器によって組み立てられておるわけでございますから、こういうものもやはりその逆に七〇%までは国産品で組み立てるとい

う体

制に早く持つていくべきだと、このように痛感いたしております。

したがって、御指摘のとおり、何はさておいてもやっぱり予算が物を言うわけでございまして、金がなければ何もできないわけですから、金があつて初めて飛躍もできるわけでございまして、そういう面では御指摘のとおりの予算面で大いに五十五年の予算編成にはひとつ努力を続けたいと、このように考えております。

○藤原房雄君 いま大臣のお話にございましたように、私もあそこ視察に参りますと、大臣のおっしゃる通りに人が足りない、それからまた予算がないために古い機器を使つておるといふところが非常に多いわけでございまして、大臣のおっしゃるとおりですよ。その眼で見えてきたんですから、それを改善するためにぜひ御努力いただきたいと思ひます。

その面については以上で終わりたいと思ひますが、ところで、大飯原発のことについて一応結論が出たようでございまして、一応原子力安全委員会の措置の文書もいただきました。しかし、通産省から大飯原発の改善指示というのが出ておりますね。これはどういふ性質のものなのか。今後の運転再開についてはどういふことをこうするのと、どのぐらいの期間があつてこれらのものがあるものなのか、今回出された改善指示のことについて、一項目一項目詳しい説明は要らないのですけれども、おおよそこういう性質のものであつて、こういうことを意図したということを御説明いただきたいと思います。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生おっしゃられましたように、大飯発電所の管理体制の再点検につきましまして、五月十九日の原子力安全委員会におきまして、その内容について処置は妥当でございまして、それに基づきまして、通産省といたしましては関西電力に対しまして管理体制の再点検の中で特にこの点について留意する点を指摘しております。

内容は、全体で七項目にわたるわけでござい

すけれども、第一は運転員に対する保安教育訓練の強化をすること。それから第二が異常時における運転操作については指揮命令系統をより明確にすること。第三が日常巡視点検の重要性の周知徹底を講ずること。それから第四に運転中の非常用炉心冷却設備等の保守については、その保守を行うこと等についてあらかじめ通産省に連絡をするということとであります。それから五番目に非常時の連絡体制の整備充実ということで、これを地方自治体に対しても連絡を密にすることということが内容になつております。それから第六番目が原子炉の停止時の処置ということで、原子炉が停止した場合に、その原因がどういふことになつておるかというのを詰めた上で、所長の承認を受けてから原子炉を動かすようにすることとあります。それから七番目は、保安規定への明記というところで、従来保安規定には大綱が決められておりました、細かい点については運転要領の方に任されておつたわけでございまして、安全上非常に重要な問題については保安規定のいわゆる法的な定めの中に入れていふことで格上げをいたしました。それが大体六項目ござい

ます。そういうことで七項目ございしますが、特に運転員に対する保安教育という点で、これは安全委員会からも特に御指摘をいただきました、私たちとしても一番最重点として考えております。内容もいたしましては、運転当直長、それから運転副当直長というような監督者の責任、権限というのは非常に大きいわけでございまして、その管理能力というのを特に重点を置くというところでございまして、そういうことで再訓練、それから再教育ということの強化の徹底を図ることが大事であるということでありまして、またもう一つは運転直内のチームワークが非常に重要でございまして、訓練センターとか、それから模擬訓練とかいうことによりましてそのチームワークの機能が十分発揮できることを確認するということを主眼にしております。

それから運転員の資質の維持向上ということでございまして、これはいろいろな意味もございまして、待遇をよくするという意味もありまして、また運転員に採用するときのいろいろなテストという問題もありますし、資格という問題もあらうかと思ひます。そういう問題もあわせて、これは社内の問題として考えるという意味でありまして、これは国家的な制度として考えるかどうかというところはまた別の問題として考えたいと思ひますが、とりあえず社内において十分な資質の向上ということが維持できるようにすることとさせていただきます。

簡単でございすけれども、一応概略申し上げました。

○藤原房雄君 私ども原子力発電所のごさいます市町村に参りましていろいろのお話をしますと、また当委員会でもいろいろの話があるわけですが、故障と事故ということですね。これは住民から言つと、大きな故障と見られるようなことがあつても、それは事故というふうな——事故と故障というこの定義づけとていのはいろいろの方々の立場によつてお話があるようでございますが、事故というのはどつちかという故障より大きいわけですし、それなりの影響力もあるわけですが、ほかの機器ですと、その機器の故障ということによつて生ずる影響というものは、これは相当高圧高温の場合ですと別でなければ、原子力発電所の場合については、特に故障と事故というものを明確にいたしませんと、報告ということについて——過日以來この委員会でもどんな小さいことについて全部報告をさせるようにしておるのだというのでありますけれども、住民からすると、往々にして相当時間が経たなつてから、後になつてから知られるということ、そんなことがあつたのか、そういうことで、絶えず小さいことでも報告を受け取る。特に地方自治体の責任者の方ですと、それなりの心構えと言ひますか、あるのですけれども、ある日あるとき過去の話を言われたということになりますと非常にショックを

受ける。企業の中には公開の原則とは言いながらやはりわれわれに話さないようなことがあるのではないかと。こういうことで今回の大飯原発の検査をしていろいろなことを改善することになつた、保安教育を中心としてということのようでありまして、これはこれで結構であります。一般的に原子力発電所等における故障と事故ということについて、これは科技庁か通産省かどつちになるのかわかりませんが、どういふように定義づけして考えていらつしやるのか。これはきちんとして線を引きたいのはむづかしいのかもしれないけれども、一応の考え方を承つておきたい。

○政府委員(児玉勝臣君) 通産省といたしましては、これは電気事故報告規則というのがございます。それで従来電気事故のすべての事項を報告させるといふことにいたしておりますが、はつきり明文にした省令といふことがございまして、

その機能は失われることとありますけれども、それからたとえば停電ということでは電気が供給できない。大まかにいまして、人々のいわゆる感電死傷事故、主要工作物損壊、供給故障、その三つが大きいといふ事故と私たちは言つておつたわけでございます。それ以外のものにつきましては、これは故障でございます。故障につきましては、その都度の報告は要らない、月報も要らない。月々のトラブルのいわゆる集計したものを年に一回集計して提出させる。そういうようなことで事故の集計、それから故障の集計ということはいままでやつてきたわけでございます。しかしながら原子力の問題につきましては、ただいま先生がおっしゃいましたように、周辺の方々に對するコンセンサスを得るためにも、原子炉の内部においてどういふことが行われているかといふことが十分わかるようにしなければならぬといふ趣旨からいまして、従来のような範疇の分け方ではなく、小さなトラブルにおきまして

もそれを公表するといふような立場をとつてきておるわけでございます。したがひまして、ほかの電気工作物の事故、故障という範疇とまた違つた取り扱いをしておるといふのが現実でございます。

○政府委員(牧村信之君) 障害防止法におきましては、事故、故障という概念につきましても余り定義がございせんので、いわゆる事故報告と言つておりますのは「報告の徴収」といふところからございまして、その中で一応届け出なければならぬ異常な事態につきましては、まず第一点は、核燃料物質が盗まれた場合とか所在不明の事態が生じたとき。それから「原子炉施設の故障」——ここで故障という言葉が使われております。ただ、その故障が軽微なものでは除かれておりました。——といふような場合があつたとき報告する義務があるといふこととす。それから「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物」したが、いまは放射性廃棄物あるいは放射性物質等が異常に漏洩したときでございます。それから第四点は、従事者にそのような放射性物質等によつて汚染されたものによりまして被曝を与えたとき。その被曝量、これは告示で定められておりますが、それ以上を超えたとき、あるいは超えるおそれがあるとき、このときに報告の義務が課せられております。また、その他といたしまして、前各号のほか

に、原子炉施設に關し「人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」これは放射線障害以外の工事等で人が死んだり、あるいはその障害が発生するおそれがあるとき、そういうようなときこの五項目につきまして規制制法において定められておるわけでございます。しかしながら、その運用は、法律による報告は当然それに該当するものにとつておりますが、通産省と同様に、軽微なものにあつても最近におきましては報告を受け公表していくといふたてまえで進めておるわけでございます。

○藤原房雄君 通産省の方の事故については、まず電気工作物等についての物の考え方は、放射能を持つ原子力発電所とは違つた面で、厳しいといひますか、はつきりしない。それはそれなりで今日まで大きな支障はなかつたのかもしけれども、原子力発電所については何と言つても安全性といふことが第一になるわけでありまして、安全性に何らかの意味で關係が出てくるということになりますれば、やっぱりこれは故障の概念といひますか、そういうことになるのだらうと思ひます。これは相當な知識のある方々ですと、それが人的にどれだけの影響のあるものかといふことについての判断はつづのかもしれないけれども、そういう点で周辺住民の人たちは機械の故障といふ、実際には事故と言ひ得ないようなことについて、やっぱり何かあつたのではないかと、それなりの危惧といふものは持つたのだらうと思ひます。

また、企業によつては、こういう問題については、いままでもしばしば指摘されておりましたように、安全性に何らかの意味で關係があるといふこととて、事故と言ひざるを得ないようなことも故障といふことで報告の義務がないといふ形で済まされたものがないとは言ひないのではないかと思ひます。今日までも原子力発電所におきましていろいろな問題が起きて、報告が後になつてからきたとか、それは報告するほどの大きな事故ではございませんといふようなことであつたのですけれども、実際はそうではなかつたといふような、こういうことがしばしば当委員会でも指摘されてきたわけでありまして、こういう原子力行政の中で一つの大きな画期的な住民に對しての安全性に對する眼を開かせるような事故があり、そういう時点を立つて考えてみますと、この事故と故障といふことについて、もう少ししつと明確にして、そして電力会社においても、やっぱり住民対策としてこういう問題についても相當神経を使うといひますか、きちつとしたものを、信頼の置けるような形で進めていけるようにしなければ

ならないんじゃないかと思ひます。

それと、今度は、原子力発電所のごきいます町村に参りまして二、三の方とお話ししますと、やっぱり当面することとして一番心配しているのは防災対策です。当委員会でもいろいろな議論がありましたが私も長い話をするつもりもないんですけれども、国の方から何らの指示がないという事で、これを自分たちでつくるという事で、ほかの防災と同じには考えられないわけで、基本的な物の考え方があって初めて私も着手することができなければ、現在のところは手がつけられない——つけられないといひますか、地方自治体の力では原子力発電所を中心にしての防災体制というものをつくるほどの能力といひますか、判断といひますか、やはり基本的なものも定まらなければできないというのが現状のようです。

これは科技庁ですか、最近、周辺防災対策専門部会等いろいろな検討されていらつしやるようでありますけれども、これもきよう言つてあしたというわけにはいかないでしょう。しかし、いろいろな段階を経て決められるものから決めて、当面する問題として、こういう体制をひとつ早急に確立することが住民としては望んでおることのように私は感じました。地方自治体の当事者も、そしてまた住民の方々も、いざという時にはどうすればいいのかということに対する非常な危惧を抱いておるようであります。せっかくこの会合が開かれたようでありますので、そこでいろいろ討議されたことや、また今後の見通し等、お伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(牧村信之) 専門部会の審議の中身を御説明する前に、すでにあるいは先生御存じかと思ひますが、原子力の防災対策は、従来から災害対策基本法に基づきましてこれを対処していこうというのが政府の方針でございまして、原子力発電所を設置しておるすべての県に、この基本法に基づきまして原子力災害についての防災の基本計画が定められておるわけでございします。したが

いまして、骨組みといたしましてはすでにでき上がつておるところでございします。しかしながら、スリーマイルアイランドの事故の経緯等から見まして、果たして現在県が持つべきであるものが順調に機能し得るかどうかというところに地方公共団体の方々等に非常に危惧の念を持たれておることは事実でございします。そこで、関係省庁が集まりまして、当面とるべき措置をまず早急に政府としても実施し、その体制をとつて、地方公共団体の多くが万一の事故のときに行う災害対策に対して支援をする体制を確立しようということ、約五項目につきまして現在関係各省庁が鋭意検討しておるところでございします。

そのうち最も中心となります通産省並びに科技庁の原案につきましてはほとんどもうでき上がつておりまして、その対応策につきましては順次関係市町村に、私どもが当面とるべき措置はこういうふうな考え方でおるといふことを御連絡し、また地元都道府県が持つべき防災計画とすり合わせをするといふことをこれから逐次、できるだけ早く進めてまいりたいと思つておるところでございします。

そういうふうなことで、当面直ちにワークプランなものになり得るようにはできただけでございます。その上で安全委員会の方の専門部会につきましては、さらにこれらの防災計画が万一の事故が起きたときに有効に動くようないろいろな技術指針等につきまして専門家を集めて御審議をお願いするといふ二段階で進んでおります。

安全委員会の専門部会には、そのようなことでや中長期にわたりますか、審議はできるだけ急いで行つていただくという方針で、私もいまのねらいといたしましては六カ月ぐらいで審議目標にいたしまして、その間真ん中辺でできれば中間報告を出し、必要なものは直ちに防災計画の方にも反映していくというふうなことで機動的にその審議を進めまして、さらに政府が行いますあるいは地方公共団体が行います万一の際の防災対策に反映してまいりたいというふうな考え方でいま検討

を進めておるところでございします。

○藤原勇雄君 災害対策基本法ですか、これにのつて基本的なことについてはできているはずなんですけれども、いま局長のお話しの中にあったかどうか、実際は機能するだけのものではなないことは事実でして、それだけに今回のこういう問題が起きた、それはいろいろな経過があつたらうと思ひますし、いろいろな事情があつたらうと思ひますけれども、こういうアメリカにおける事故といふものは対岸の火ではないということになりまして、これじゃいかぬぞということと真剣に検討してみますと、実際は何をどうしたらいいかといふことについての明確な指針なり、そしてまた、いままで事業所におきましては実際さういう訓練をやつておるところ——まあやつたといひしましても形だけというふうなことで、どうしても不安といふものは高まつているのは事実でありまして、防災計画整備といひますか、これを現実的なものにしていく、そしてまた、いままでこれは発展過程の中でいろいろな経緯があるわけでありまして、津波も何十年に一遍来るますけれども、やっぱり津波も何十年に一遍来るものと同時に、原発の事故なんといふのは、あることを予測することはならないのかもしませんけれども、あつてはならないことではありますけれども、やっぱりそういう体制、このことについては過日委員会でもいろいろ申し上げましたから繰り返す気持ちもないんですけれども、現実に地元に行きますと、そういう具体的な問題について、これは原子力以外の防災の問題と比較しますと、余りにも専門的ないろいろな問題が絡んでまいりますので、できていないといひますが、はつきりしていないのが現状です。ですから、今度の大飯の発電所の再開に当たりましては、地元からもやっぱりこういう避難計画を初めていたしまして防災問題についてきちつとしない、なかなか住民に理解を求めることはむずかしいといふことが言われているようでありまして、ぜひひとつ部会におきましていろいろなこと、今日まで決ま

非常におくれていることでありますから、これはなされることはひとつ早急になすとして、今後新しく決めなければならぬことについては早急にひとつ決めていただいて、住民対策といひますか、住民に対しての十分なコンセンサスの得られるような体制づくりをしていくことが大事じゃないかと思ひます。

また、原子力発電所についてはいろいろな角度から論議されているわけですが、再処理工場、実際東海に再処理工場があるわけでありすが、今度計画をされているものはその七倍ということでありますけれども、どこに建設するに当たりまして、再処理工場といふのは、これは確かに機能的には原子力発電所とは違ふとはいひながら、放射能といふことになりまして再処理工場はもつと高レベルのものがあるわけでありまして、そういうことで、住民対策として避難計画を初めとしましての防災計画、こういうものも十分に検討しなければならぬ。これはきようあつたといふことではないのかもしませんけれども、こういう原発、原子力を取り扱うところにはそれぞれの対策が講じられておるだらうと思ひますけれども、再処理工場についても十分な配慮がなければならぬと思ひますが、こういうこともあわせて今後の検討をどういふふうに進めていらつしやるのかという現状、それから部会のことについてはいまお話ございましたが、今後のことについてそれだけにひとつ検討していかなければならぬことだと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(牧村信之) 現在各都道府県、原子力施設並びに再処理を持つております茨城県東海村等も同様でございしますけれども、先生が御指摘になりました点につきましては、防災対策の計画はすでにあるわけでございします。その中には、住民の避難に関しまして、常々住民の方々がどの地区にどれだけのいんちやるかといふようなことの調査を含めた基礎的なことを県並びに市町村が確認しておくとしようということで、もし万一の事故がありましてときに避難をするといふことが可能な

ような一つの骨組みは実はできておるわけでございます。また、そういうような事故が起きたときに、どのくらいの被害を受けるおそれがあるときは避難するという基準も一応できておるわけでございます。スリーマイルアイランドの事故でアメリカがサイト周辺五マイルの住民を、特に妊産婦、幼児について避難をさせた現実が出てきたわけでございます。それは非常に低い線量の被曝、約百ミリレムという通常レントゲン写真を撮ると同じくらいの量の被曝であると言われておるわけでございますけれども、そのような非常に低い線量で避難するのがいいかどうかの議論はこれからいろいろ出てくるかもしれませんが、現在日本が決めておりますのは二十五ラドという集積線量でございます。そういうものを考えますと、諸外国の例等も比較いたしますと、それでは若干高過ぎるかもしれない、しかもこれ集積線量でございますので、ある時期にどのくらいの線量があったときに避難を開始したらいいのかわからないという問題につきましても、直ちに結論が出ない、こういうような問題は先ほど申し上げました専門部会でいろいろ議論していただいて、その結論を防災対策に組み込んでいくということをお考えしておるわけでございます。

そうしますと、そういうものがないときに、いまの状態ですらいいかということでございます。そこで政府が当面とるべき措置というものを考えた五つの点を若干御説明させていただきます。その中に直ちに市町村あるいは科学技術庁、原子力発電所の場合は当然通産省に、事故が起きたという緊急の連絡体制を、現在あるわけでございますけれども、さらに徹底いたしまして、それを関係者間で周知徹底を図るということをはっきりする。ただいま私、科学技術庁と通産省と言いましたけれども、そのほかにいろいろな関係各省がございます。それも含めて国との間の連絡、これを完全なものに周知徹底を図っておくということでございます。また、その回線等につきましては、

できるだけ多数確保できるようにしようではないかということをいま検討中でございます。

それから、事故が起きますと当然現地に災害対策本部等がつくられるわけでございますけれども、中央におきましても、原子力安全委員会を中心としたしまして関係各省並びに専門家が集まって緊急に何か起きたときに對する処置を助言できるように緊急技術助言体制を整備しようではないかということでございます。もう一つは、地方公共団体あるいは場合によりましては関係各省に適切な助言、協力を行えるような組織をつくらうということを決めたわけでございます。このことにつきましては、原子力安全委員会がもうすでに人選等も始めておりまして、大体的構想ができておると思います。

それから、三番目としたしまして、事故が万一起きたときには当然関係地方公共団体が對策本部をつくって必要な措置をとるわけでございますが、先生御指摘のように、放射線という特殊なものでございますので、地方公共団体の方のみでは適確な措置がとれないおそれがございます。そこで、国としてはまず原子炉の事故の拡大を防止する、この観点からの専門家の派遣を、これは原子力発電所の場合には通産省が中心になりまして派遣して、できるだけ外に放射線を出さないような措置をとらせる助言組織をつくることにいたしております。

それからもう一点は、残念なことに外に出た放射線に対して住民をどういうふうにしていただくか、こういうことについての、屋内に待機していただく、あるいはあるいは場合によってはこの間の人は避難してはどうか、あるいは除染をどうするかとか、モニタリングをどうするかとかいうような技術的な問題について助言できる専門家の派遣を、現在すでに体制はあるのでございますが、それをさらに拡充強化するということをいま盛んにやっております。これもほぼ原案ができたところでございます。

それからその次には、当然放射性物質が外に出

ますので、従来平常時のモニタリングというのは都道府県がやっておるわけでございますけれども、緊急時の際のモニタリングという別の活動が適確に行われる必要がございます。このことにつきましても、先ほど申し上げたと同じように、科学技術庁並びに原子力研究所あるいは近隣の原子力施設の方々の協力を得まして要員を確保し、また機器を持ち込みましてモニタリングを行う、こういう動員体制を整備する、これも現在の体制の中で、不完全ではございますが、現在の体制でございますが、それを強化、整備するというのを現在検討中でございます。もうほとんどその原案はできたとところでございます。

それから五番目に、このような放射線の障害が出たときに当然いろいろな措置が行われる際の医療ということも非常に重要でございますので、こういう現地でいう医療体制をさらに確認しておこうということでございます。この医療体制につきましても、各都道府県では災害對策基本法に基づいて大体できておるわけでございますが、これも放射線というものが加わりますので、中央からは科学技術庁の放医研を中心としたお医者さん並びに技術者、看護婦というように派遣チームをすてに組んでおりまして、緊急時にはその方々にいらしていただく。また現地では日赤等のお力を借りて有機的な連携をとる、そういうような有機的な連携をとるように体制を再確認しようではないかというように今作業を進めておる次第でございます。それで、そういうような原案を今月じゅうにつくろうと思つてわれわれ努力しております。

六月早々に各省庁等が集まって、大体確定いたしました上で関係市町村といろいろ連絡を取り合つて、地元のものに対する対応のすり合わせをしていきたい、このように考えておるところでございます。

○藤原房雄君　いま詳しくいろいろ御説明がございました。大体当委員会におきましてもいろいろな審議がありまして、先ほど来局長のお話の中にありますように、こういうことはできていますのであります。災害對策基本法にのっとつてのものについては本来あるべきでありますし、また形はできておるのかもしれませんが、現実的な機能が——さっきお話にもありましたけれども——してないのは当然でありまして、当然というが、実際にいろいろお話を聞きますと、やっぱり専門的な知識が要するということや、それやこれやで、いまだ面できることはすぐ手をつけたらいいのかもしれないけれども、いまお話にもございましたように特殊なものがあるということで、それらのものをかみ合わせた総合的なものをきちんとしたい、そういうことだと思つておる。まあ来月中旬にはということでもありますから、早急にひとつとしていただきたいと思います。これは災害對策基本法にのっとつたものとして総合的なものを確立するというところでありますから、こういう体制の確立やその具体的な問題についての推進というのは、これは国土庁になるわけですか。

○政府委員(牧村信之君)　法律的に国土庁が総合調整するお役目をお持ちでございます。また、その中に防災会議というのがございます。防災会議の中に各省庁が集まっております。防災会議の場が設けられておまして、私が申し上げました科学技術庁では現在すでに決定したのもございますが、こういうのをその場に持ち出しまして、当然関係各省とすり合わせしておかなければなりませんので、そういう場に持ち上げて政府全体が同じ考えて万一のときに對処するようなことに持っていきたい、六月中にもそういう体制に持っていきたいと考えておるところでございます。

○藤原房雄君　中央防災会議が中心となつて、各省庁との調整は国土庁でやりますけれども、この中央防災会議がなめとなつて各省庁のそれぞれ専門の立場の方々に集まっていたらいい企画というか、全体像をつくり上げ、そしてそれを県に指示をするといひますか、県の防災会議にかけて、

し、必要な経費については、発生者負担の原則によることとする。」といったふうなことが定められておりまして、再処理事業民営化の中でこの処分の部分だけは国が責任を持つてやる、ただ、発生した経費というものは、これは発生者負担の原則によって高レベル廃棄物の発生者が負担する、そういうふうな原則が打ち出されておるわけでございます。この部分だけが例外になっておるわけでございます。

○藤原房雄君　まあ処分管理まで民営に任せるといふことはできないだろうと思います。しかし経費は持つてということで、なかなかここらでむずかしいところだと思ふんです。要するに、廃棄物の管理とか処理処分——法律の上で再処理事業者といふのはどういふ位置づけになるのかということなんです。いま、この処理処分については国が、というお話がございましたけれども、法的な上からいふと、再処理事業者というのは民営ということになりまして、そうするとこれは、法律の上からどういふ位置づけ、立場になってくるかという問題について当たるようなことになるのか、この法律上の面についての御説明をいただきたいと思ふんです。

○政府委員(山野正登君)　私の記憶では、規制法の上では、再処理といふことの定義の中には廃棄物の処理処分といったふうなことは含まれていなかったかと思ひますが、しかし、再処理事業者といふのは当然その事業活動の一環として廃棄物の処理といったふうなことはするわけでございますので、規制法におきましては廃棄物の廃棄ということとで法律の対象になるように措置されておるといふふうに記憶いたしております。

○藤原房雄君　再処理事業の範囲という——廃棄物の貯蔵ですね、再処理事業と、こういうわけでありまして、いまお話がございましたけれども、その再処理事業の中に貯蔵といふものも含まれるという、そういう考え方の上になつていらつしやるわけですね。——いや、いらつしやるというより、再処理事業といふものの範囲、これが明確に

なりませんとこの法的な問題が明確にならぬんじゃないかと思ふんですけれども、再処理事業といふものを今度のこの法案の改正の中で民営に移管するといふことで、私も一番関心を持つておることであります。再処理事業といふ、この範囲といふことが御説明いただけますか、この問題についてちょっと御説明いただきたい。

○政府委員(牧村信之君)　ただいま原子力局長からは、再処理の定義といふものの中には廃棄物の処理処分は含まれないという趣旨の御説明をいたしておるわけでございますが、再処理事業の規制の中には当然高レベルの廃棄物の処理処分も再処理に付随する事業といたしまして再処理事業の規制対象に含まれておるわけでございます。そこで、使用済み燃料、使用済み燃料から分離されるもの、またはこれらによって汚染されたものの運搬であるとか貯蔵であるとか廃棄といふものは当然規制をされておるわけでございます。しかしながら現状は、先ほど先生の御指摘のように、高レベルの永久処分と申しますか、これについての技術開発がまだ完成してないといふことで、現状の規制法におきましては施設内に高レベルの廃棄物を貯蔵するといふことまでしかできないような仕組みにしております。したがって、今後研究開発が進み十分処分ができるようになりますと、この辺の規定をその技術基準等を定めて行つていくといふことになるわけでございますが、この処分につきましては、先ほど原子力局長も御説明いたしましたように、その管理は国が行うという原則を原子力委員会の方で立ててございまして、その行い得る時点で十分その辺のことを加味した規制方法を考へていかなければいけない問題と考へておるわけでございます。

ちなみに、東海村におきまして再処理工場におきまして出てまいります高レベルの廃棄物につきましても、先ほどの技術進展によりまして、ガラス固化をするのにも十年はかかるわけでございますけれども、通常ガラス固化をいたしますのにも、技術が完成したといひましたし、数年程度は

廃液の液のまま冷却する、またガラス固化いたしましてもステンレスのキャニスターというふうなものに入れて冷却しながら貯蔵する、そういうふうな冷却が相当進んだ段階で処分が行われるといふことに技術的にはなろうかと思ふのでございまして、したがって、われわれといたしまして、この民間の再処理事業が十数年先に運転を再開されましても、処分が実際に行われるといふのは恐らく二十年以上先のことでなかろうかといふことを考へますと、この動燃事業団の再処理工場の技術開発並びに規制の実績、こういうものを踏まえまして、最終的には国がいかに管理して持つていけばいいかといふことを十分議論する時間はあるのかと、研究開発をいまの時点では一生懸命やるのが一番重要であると、このように考へられるところでございます。

○佐藤昭夫君　それでは、私も法案に先立ちまして、五月十九日の原子力安全委員会が行いました大飯原発1号機に関する通産の解析及び措置は妥当であるという結論を出された、この問題を、まづいろいろな角度から質問いたしたいと思ひます。

まずお尋ねいたしますのは、安全委員会として、通産省から行われました報告を検討した体制というのか、仕組みというのか、この点でちょっとお尋ねをしますが、説明を受けておる範囲では、発電炉部会というものが炉安審の中にある。この発電炉部会の若干名の、六人ほどの方を中心にして、問題の大飯発電解析グループ検討会といふことが作業グループになって、そしてこの発電炉部会、こゝへ報告をされ、検討をされ、炉安審へ上がり、炉安審から安全委員会の審議にかかっていると、こういう仕組みになっておるわけでありまして、ところで、この発電炉部会の部会長、同時に炉安審の会長、いずれもその責任者が東大の三島教授、ところがこの三島教授は、この審査を行った時点では渡米中で日本にいなかったといふことで、いずれも、会長代理の名前によるこの報告書が出されておるといふことも、果たして三島教授の

帰国を待つて、本当に国民が注目しておる大飯原発1号機は大丈夫なのかというこの問題について、名実ともに慎重に安全委員会としての審査をやつたんだといふことについて、この実態を知らば、こういうやり方について新たなまた不信を持つんじゃないかといふふうに思ふんですが、その点についての見解はどうですか。

○政府委員(牧村信之君)　先生御指摘のように、原子力安全専門審査会の会長は三島先生でございます。また、発電炉部会という常設の部会がございまして、また、発電炉部会の部会長も三島さんにお願ひしておるところでございます。そこで、当然いろいろな、会長が海外にお出かけになるといふようなことあるいは会議に御出席いただけないような際、これは制度といたしまして副会長を置いておるところでございます。そこで審査会の方の副会長には原研の研究者の方でございますが村主先生、それから発電炉部会の部会長代理には竹越さんという方をお願いいたしております、会長がいらつしやらないときにも随時審議が進められるような体制をとつておるところでございます。

そこで、今回の審議にあたりまして、またまた一時期三島先生が国外に御出張の時期でございました。したがって、ある期間、村主先生に今後の審査をお願いになりまして国外に御出張なさつたといふことは事実でございます。しかしながら、そういうようなこともあらかじめおもんばかつて審査会の運営基準といふのは定められておりました、その基準に従つて、今回の大飯のECCSにかかわります解析の審査も行われたといふことでございますので、私どもとしては、先生御指摘でございますけれども、慎重に審議していただき、十分な御結論を得たといふふうに判断しておるところでございます。

○佐藤昭夫君　審査会なり部会が、会長不在の場合には会長代理が責任を持つという仕組みになつておるといふのは、どこ組織だつてそういうことを決めておるといふのはあたりまえの話です。

私が言っておるのは、なぜことさら、国民がこれだけ注目をしておるこの問題の審査をやる時期に、そういう時期に結論を出したのかということ、それは本当に妥当な方法として国民は見るであらうかということの問題にしているわけでありますけれども、三島先生はもうアメリカからアメリカかどこか知りませんけれども、帰国されたんですか。

○政府委員(牧村信之君) この大飯原発にしまして、発電炉部会が開催されたのは前後五回でございます。この審議の際に部会長がいらっしやらなかったのは五回のうち二回でございます。したがって、全部の期間いっしょになかったわけではございません。

○佐藤昭夫君 結論を出すときにはいなかったんです。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のように、部会での最終結論を出したときには三島先生は海外に御出張でございました。それで、その後お帰りになりました。また別の御用件でいま海外出張中でございます。

○佐藤昭夫君 いっしょお帰りになつたんですか。

○政府委員(牧村信之君) 十八日の部会の際には御出席なさっておられます。

○佐藤昭夫君 そうしますと、わずかの日取りの違いですね。そんなに十日も二十日も帰国を待つておつていふんの日数が経過をする、そういう点で作業上の困難が生まれるというわけじゃない。十八日には三島先生は帰国をなさるんですから、ということ、いまの説明では、私は国民がこれだけ注目をしておる問題について、本当に名実ともに責任を持った審査を安全委員会としてやったんだということになっているだろうかということ、私は依然として疑問が残ります。

主さんも竹越さんも安全性解析の作業グループ、六人の中にもメンバーです。そうしますと、一番最初のこの基礎作業をやった安全性解析のグループの人が、報告を受けてよろしいという責任者、その人が今度はまた上の炉安審へ行ってその責任者、こういうことで、本当に自分もよろしいという結論を出したんですから、その報告を受けてよろしいというに決まっています。自分、自分がそういう結論を出した当の本人なんです。という事です。

(委員長退席、理事藤原房雄君着席)
これまた本当に国民の側から見ると、念入りの安全解析についての検討がやられたんだらうかというふうに疑問を持つと思います。しかもこの運営上聞きますと、炉安審というのは大きく発電炉部会と研究炉部会が分かれて、発電炉部会にかかわる問題は発電炉部会がオーケーということになれば、炉安審全体会議にかけなくても、炉安審会長がオーケーと言つたらそれで炉安審としてオーケーになるんだという運営になっていると言ふんですが、この炉安審会長代理がほかからぬ村主さん、それも一番最初に安全性解析の作業グループの一員であった。こういう点で、私はこれは本当に責任を持った念入りの審査がやられたというふうには国民は見えないと思うんですが、どうですか。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のとおり、発電炉部会の部会長は会長みずから部会長をなさっております。その発電炉部会の部会長代理は竹越先生でございます。それから、全体の審査会の会長の代理は村主先生がやっております。したがって、この発電炉部会には、村主先生、竹越先生、場合によりまして部会長がいらっしやれば三島先生と、この御三方がおられることも事実でございます。そこで、ECCSの検討グループを、ワーキンググループをつくりました中に村主先生、竹越先生がいらっしやったわけでございます。しかし、ワーキンググループの結論を発電炉部会で審議いたしますときにはその他の先生方がいらっしやるわけでございます。で、この部会の運

営あるいは審査会の運営と申しますのは、いろいろ議論を尽くしまして、いままでも過去長い経験から全員の一致を得て結論を出すということ、またえにしておるわけでございます。したがって、竹越さんがワーキンググループにいらしまして部会の結論を決めるということで、独断的に自分がやられたことだからというふうな運営はしてないつもりでございます。従来から皆さんに、部会へワーキンググループから上がりますと、その部会の参画してない方によく自分たちの考えを御説明し、議論をしていただいて、その上で部会長なり部会長代理がこれで決めてよろしいかということをお諮りした上で最終的に結論を出すという運営をいたしておりますので、先生の御指摘はございませうけれども、決してそのような運営をしていないわけでございますので、私どもとしては十分な御審議をいただけたというふうに考えておるところでございます。

○佐藤昭夫君 まあ、いろいろ苦しい言いわけをなさつてはいますけれども、私、二つの角度から安全委員会として審査検討なさつたこの組織上の仕組みについて問題を指摘をしているわけですが、これも、これは国民の側が疑問を持つ、いまのような御説明をなさつても依然としてこの疑問は残る問題だと思ふんです。大臣も頭振っておられますけれども同感でしょう。

次の問題ですけれども、この五月十九日の安全委員会の結論をもって近々大飯1号機の運転再開が行われるであろうというふうに新聞は報道をしておるわけですが、これも、まず通産省、お尋ねをしますが、通産省としては運転再開のめどをいづうに想定をされているんですか。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生おっしゃいましたように、大飯の発電所に関しまして安全解析並びに保安管理体制の再点検につきましては、五月十九日の安全委員会におきまして、その処置が妥当であるという御結論を得たわけでございます。そこで、通産省といたしましては関西電力に指摘事項を通知しております。それが今週

の月曜日に通達いたしております。それで所要の手続の要るもの、たとえば保安規定の改正というふうなものは、これは認可事項でございますので、その変更認可申請が提出されております。その審査を現在実施中でございます。

一方、この安全委員会の結論についての御説明というのを現在現地において科学技術庁と、それから通産省の係官も入れまして実施しておりますので、そういうことで、現地におきます説明会が終わりまして、そこで大飯発電所の再開ということを考えておまして、いまのところ通産省としては、その現地にいきます説明会が終わることを待つておるわけでございます。あらかじめ何日というふうなことは考えておりません。

○佐藤昭夫君 それで、通産省、科技庁それぞれにお尋ねをいたしますけれども、私は、まだあと幾つかの見地から運転再開を軽率に急ぐべきではないという立場からきょうこの質問をしているんだということ、もう言うまでもないことなんです。通産省、科技庁、もしも運転再開を——まあ行政的には通産省直接の問題でありますけれども、許可をするというところへ事が運ぶためには、あとどんなことを手だて、措置として必要なことが残っているか。まあ細かいことはいいですよ、大きなこと。いま現地の説明とおっしゃいましたけれども、それはどこを対象にしてやる説明なのかというところの内容を含めまして、通産、科技庁それぞれ、運転再開というところへ持つていくとすれば、あとこういうことが手だて、措置として必要だということ、何を考えておられるのか。

○政府委員(牧村信之君) 科学技術庁の立場をまず御説明させていただきます。

科学技術庁は安全委員会の事務局として、通産から出された総点検の結果並びにECCSに関する解析についての通産省の考えは妥当である——もちろんこの中には委員会から御注文を出して、通産省がまた追加していただいたものもあるわけでございますが、そういうような措置について妥

当であるということを申し上げたわけでございますので、行政的には私どもはそれで終わりだと考えております。今後の再開問題というのは通産省が御判断なさる問題であらうかと思っております。

ただ一点、地元の県から実は前から、安全委員会がどういふふうな御判断をされたか、その中身につきまして聞かしてほしいという御要請が強くあったわけでございます。そこで、昨日並びに本日、県並びに直接の設置しております大飯町に對しまして、安全委員会の事務局として、審査会の先生もお出しいただきまして、安全委員会が行った解析結果並びに総点検におきまして安全委員会が考えたことを御説明しておるところでございます。しかし、それは先ほども申しました立場から言えば、その安全委員会の考え方を、行ったことだけを御説明しておるといのが私どものボジションでございます。

ただもう一点、地方自治体の方から、これは福井だけではございまして、防災対策をできるだけ充実してほしいという御要請がございまして、この観点からは、科学技術庁は放射線の障害に関する問題を一部所掌しておる観点から、先ほど来御説明いたしました当面とるべき政府の措置につきましてもあわせて御説明しておるところでございます。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま安全局長からお話がありましたように、説明会につきましてはおのの立場が違いますが、同じような場におきまして、各地域において説明をしております。本日はたしか大飯町においてやっておりますが、それまでのスケジュールについては、これはもう地元との打ち合わせどおりということでございまして、これから先の段取りにつきましては、地元とはまだ接触しておりませんので、この説明会が終わった後逐次地元の御要請に従ってわれわれのできることがありますらでございだけやうなものと、こう考えております。

○佐藤昭夫君 いまの御答弁との関係でさらに突っ込んでお尋ねしますが、地元の説明

ということでは、科技庁も通産省もかかる結論に達したこの経緯についての説明をするということをやっていくんだということですが、もうすでに始めているということですから、これはかつての原子力基本法等改正の際にも、あの問題としては新しい原子力諸施設をつくる場合ということではありますけれども、しかしできるだけ原子力行政を住民合意のもとに進めようという上で公開ヒヤリングのようなものができるだけやうにしたいというのが今回の法改正の趣旨なんだということをお聞き願いますけれども、自治体当局に對する説明だけじゃなくて、今後もこれ果たして大丈夫だろうかということでも大きな不安を感じておられる地元住民の方々に直接出向いて必要な説明を求められれば説明をする、こういうことは、私は実は後からも触れますが、私も共産党としてはこの月曜、火曜と二日間大飯町を初め現地の調査に行つてまいりました。そうした中でも住民の運動組織がつかわれておるんですが、それらの方々から、科技庁にもぜひ直接安全委員会として出向いて、安全委員会の見解を聞くように申し入れもしているんだというお話も耳にしたわけでありますけれども、そういうことのあるなしにかかわらず、求められれば積極的に出向いて、安全委員会としても通産省としても、住民の皆さん方に直接話をするという、この意思はあるのかどうかという問題が一つです。

それから防災計画にかかわつて科技庁の方からは、さつき藤原委員の質問にお答えになつておつた内容のことを指しておられるんだと思つたのですが、当面の方針というのは、このことについての私の意見なり質問点はちよつと後で申すので、それはさておきます。

通産省の方からは防災計画の問題については、運転再開へも持つていくという場合、当面考えなくちゃならぬ項目としてはお挙げにならなかつたんですけれども、通産省としてはそういうことは知つたこつちやない、防災問題はわが省は

知つたことではないというお考えなのかどうかという事です。

○政府委員(児玉勝臣君) 通産省といたしましては原子力の災害の問題につきましては通産省の災害業務計画によりまして当然その対応策を考えておるわけでございまして、

(理事藤原房雄君退席、委員長着席)
通産省の役目といたしましては、原子力発電所のいわゆる災害の防遏ということを一にいたしまして、そこへ専門家を送り込み、さらにそれにこの事故の経緯といふことが、この事故がいかなる状況において終息するかというふうな見通しの問題、それからどれくらゐの廃棄物が出るであらうからということの予想の問題、そういう問題等々を早急にいたしまして、それで地域の防災体制のために非常に迅速にかつ正確な情報を提供するということが任務であらうと思つた。また周辺の放射線の監視ステーションもみんな持つておりますので、そういうところからの情報ということも適確に市町村に報告し、そういう状況の把握というふうに大いなる協力をしなければいけないというふうな考えでおります。

そういうことで、防災に關しましては、まだまだ通産省としてのいま考えているのが十分であるかどうか、また各省との連携におきまして問題があらましたら、それについて大いに協力していきたい、こう考えております。

○佐藤昭夫君 それからついでに、現地説明に当たつて住民に求められれば直接話をする意思があるのか。

○政府委員(児玉勝臣君) 現地の説明につきましては、これは現地のいわゆる市町村、それから県とよく相談いたしまして、そういうことが実際の説明の上で非常に有効なことであるということであらば、われわれも喜んで説明に伺いたい、こう思つております。

○政府委員(牧村信之君) 私どもの役割りは、放射線による障害の防止という観点からの防災の基本法に基づく関係各省との調整を含めて考えてお

るわけでございまして、特にわれわれの所掌が地域防災計画を有効に働かせるために非常に重要な役割をするところであるという認識を持つておりまして、ただいま通産省は事故の拡大防止あるいはその情報の適確な伝達というふうなことをやっていたことは当然であると思つた。われわれはそれを受けて専門家を現地に派遣いたしました。市町村あるいは県が行う防災業務を支援するという体制をいま刻々つくりつつあるわけでございまして。

実は福井県につきましては十三日に県の方から御要請がございまして……

○佐藤昭夫君 科技庁が考えておられる防災の問題は後から聞きますから。

私聞いてゐるのは、住民と直接話をなさいますかと、安全委員会が出向いて、来てくれということになつたら。

○政府委員(牧村信之君) それじゃ、防災につきましては県に通産省と同進しましてすでに行つてゐる御説明を開始したということでございます。

なお、安全委員会の今回の立場でございますが、安全委員会が直接出向いて、安全委員会がこうしたということをお話しするのは、安全委員会の先生活のお気持ちは、かえつて宣伝になるということを非常に危惧されております。したがつて、今回県から御要請がございましたけれども、安全委員のみずから出向くことになるのはお断りになりました。しかし事務局であるわれわれ、並びに審査会の先生にお願いして御承知いただければ、審査会の先生にいらしていただけたらという御指示のもとに、県の御要請を受けて本日、昨日の説明会に臨んでおるといふのが立場でございます。

○佐藤昭夫君 安全委員会が直接出向くという点については先例になるからという事でございけれども、これが例になつて後にもこう広がつていつたらというのをおそれるおそれがあることでは。そういう意味を言われたんでしう。

○政府委員(牧村信之君) 安全の宣伝というふうな受け取られるのを非常に危惧されておられると

いうことを申し上げたつもりでございます。安全だからやれというふうにとられるのをとおそれおる、そういうお立場を堅持したいというのが安全委員会の立場でございます。

○佐藤昭夫君 それは詭弁というものであつて、とにかく安全でありますという結論を出しに言ったんでしょ。そのことについて通産省は通産省、安全委員会は安全委員会としてのそういう結論に達した経過についてもいろいろ聞きたいというところであれば、進んで出向くという姿勢をとってしかるべきである。宣伝という言葉を使われてはいますけれども、私は心の中で思っておられるのは、これが先例——私言いましたけれども、これが先例になって今後何かあったらすぐ出てこいというこの例になつたら困るということをおぼしめる本心は考えておられるんじゃないか。安全委員会には常勤の安全委員もいらつしやるわけですから、やはりぜひとも出向いていろいろひとつ質問に答えてくれという求めがあつた場合には積極的に出向くという基本的姿勢をとってしかるべきだと思ふんです。ぜひこれは局長、安全委員会の方へお伝えください。

もう一つお尋ねをしますが、運転再開をめぐつて現地住民の中になお不安がぬぐえないということとで反対の意思が非常に強いんですけれども、政府は住民の皆さん方の意思をどの程度にいまとらえていますか。どっちでもいいから答えてください、通産でも科技庁でも。

○政府委員(牧村信之君) 安全委員会は、今回の米国の事故というものを非常に重大な原子力発電において世界でも初めての事故で、非常に大きな外部に影響を与えた事故であるということ、非常に大きな問題としてとらえておるわけでございまして、そのためにいろいろ直ちに専門家を現地に派遣する、アメリカに派遣する、あるいはそのための検討の部会を設ける等々をや、日本の原子力発電所等に対して総点検を命じておる、指示しておるというふうなことで、非常に大きな問題としてとらえておるわけでございます。しかしそ

ういう点について今後も慎重に検討をいたしまして、わが国の安全規制にぜひこれを他山の石として、貴重な経験として日本の原子力発電等の安全の確保に役立てたいというのが基本の姿勢でございます。

そこで、先ほど先生がおっしゃられました、原子力発電所の再開という問題になりますと、それは先生おっしゃいますように地元の皆さんの考えの中にもいろいろ幅の広いお考えがあるわけでございます。安全委員会が出向いて説明するのがかえつて宣伝になるというのは、安全委員会としてはこの問題を科学的に結論を出していくという立場を堅持したいがために、委員会がこういう大飯のような場合に結論を出したときに、委員の先生方が出かけていくということそれはイコール宣伝にとられると、今後の安全委員会の純科学技術的にいろいろ判断したいというその行為に対していろいろ差しさがわが出てくることを将来おもんばかっておられると私は推測しておるわけでございます。あわせて補足させていただきます。

○佐藤昭夫君 私の質問に何にもお答えになつていない。さっきの答弁のもう一つ敷衍をされたというにすぎないんで、そう言われましても私はそれは詭弁だと、やはり運転の再開に近々持つていこうというふうにお考えおる通産省の態度を認知されたわけですから、どういふ科学的根拠で認知されたのかということについて、求めがあればその説明のために積極的に出向こうと、そういう姿勢をとられてしかるべきではないかというふうに思ふんです。

通産省にお尋ねをしますが、さっき私が後段で聞いておるこの質問でけれども、現地の住民の皆さん方の運転再開をめぐる世論、これをどういふふうに把握をされていきますか。もう大体納得してもらえらるうというふうにお考えおられますか。

○政府委員(児玉勝臣君) 私たちとしては県の世論といいますが、地元の方々がどういふような御意向を持っていられつしやるかということにつきま

しては、これは県を通じ、また町を通じて話を聞いている状況でございます。私たち自身がかかっている状況に当たつておるということでもございませんでよくわかりませんが、しかし、たゞいま実施しております説明会におきまして、県並びに町の要するに指導的立場の方々に対して相当な御理解を得られるのではないかと、こういうふうにおわれわれ期待しておりますし、そういう指導者の方々の御理解によつて県民、町民の御理解もさらに深まるのではないかと、こう期待しておる次第でございます。

○佐藤昭夫君 ですから、この行政を進められるに当たつて住民の皆さん方の世論をどういふふうにするのかんでいくかということ、いまの御答弁というのは、そういう絶えず住民合意のもとに行政を進めていくという見地から、そのことに十分な考慮を払つてないというこのあらわれだと私は思ふんです。福井県には通産省の出先もあるでしょう、福井新聞というローカル新聞も出ています。私が現地調査に行つたときの新聞にも載つておるんですけども、大飯の原子力発電所の近くに大飯町、高浜町、それから小浜市、大さくこの三つの市、町があります。一番人口の多い小浜市でどうですか、有権者の半数に近い反対署名がわづか一週間ぐらいの取り組みで、要するに原子力安全委員会がこういう結論を出しそうだということ、まあ安全委員会はその名のごとく慎重な検討をやつてもらえるというふうにおつたらどうもそうでなさそうだと、事は重大だといふことで、きわめて短期間の間に大飯原発の軽率な運転再開に反対をする署名運動が一週間ぐらいの間には有権者の半数に近い形でいふと集まつておるんです。このことは福井新聞にも載つておるんです。なぜそういうことに対して考慮を払わないんですか。このことを知っていますか。そういう運動が起こつておるということを知っていますか。

○政府委員(児玉勝臣君) そういう運動が起こつておることは存じております。しかしながら、私

たちといたしましては、一つの行政組織としては国家行政とそれから地方の行政との結びつきというところでの仕事の進め方をしておるわけでございまして、地方行政機関がそういう運動に対してどういふ対応をするか、それに対してわれわれがどういふふうな、また地方行政機関からのいろいろなサセションによつてわれわれもできることがあるればやるということ、すべて県、町と相談の上進めていくというのがたまたまではないか、こう考えております。

○佐藤昭夫君 そういふしやくし定規の言い方をなさつておるから、いままでさまざまな原子力行政についての事がうまくいかなかつたんじゃないですか。だからこそ、この公開ヒヤリングというふうなもの、もんだい、どんでん返りだけやつて、そしてできるだけ住民合意の行政を、直接住民との話し合いをしてそういう行政をやつていくんだということをおなたちみずから言われてきた。ところが、いまこういう事態になつて、いろいろ住民の皆さんが何を考へておられるかというこれは自治体を通して聞きますという、こういう官僚的な答弁を繰り返しておつたのでは決して事はうまく進みません。もつとそういうことに深く注意を払つて、どうやって住民の皆さん方との合意をつくつていくかという積極的努力をやつてもらわなくてはいいかぬんです。

五月十九日の安全委員会としての結論を出された際に吹田委員長談話というものが出されておりますけれども、この中に末尾で、「近くスリーマイルアイランドの事故の調査団の中間報告を出すことになるでしよう」ということが触れられておつたんじゃないかというふうにお感じいただけますか。いつごろ出ますか。

○政府委員(牧村信之君) 先生御指摘のとおり、米国の事故の経過及び処理の実態について、その表現は、現段階でまともなようとしておりますのは、米原子力発電所事故調査特別委員会というのを安全委員会につくつておりますが、そのメンバーの方が事故発生以来現地へ、アメリカに行き

まして、いろいろな調査をしてきておりますので、その調査を踏まえて御議論もして、その中間段階の報告を近く出すということでございまして、いまの運びで順調にまいりますと次の月曜日、二十八日にその中間報告が安全委員会に報告されます。で、直ちにこれを公表していろいろな関係の方面の御検討に供したいというふうに考えておるところでございます。したがって、この段階では安全委員会が審議をするというのを待たずに、この中間報告は発表するつもりでございます。

○佐藤昭夫君 しかば聞くんですけれども、来週の月曜日あたりはこの中間報告が出ると、まあその中間報告にどれだけの内容が盛り込まれるかというところは私は存じませんが、しかし少なくとも事故が起こった後約六十日ですね、この間いろいろ入手をした情報、その中から得られる教訓、こういうことが一定程度盛り込まれた報告だと思えますけれども、これに基づいてこの教訓をわが国の原子力発電にどういうふうにかかしていかうかということについて、なぜその討論を経た上で大飯原発1号炉の問題についての結論を出さないうんですか。大飯原発1号炉の問題の結論を急いで、せっかくなさうとわすかにして、アメリカの事故調査団の特別委員会の中間報告が出るというところが目の前に来ているのに、そうしてそのことについての検討をやろうと思えばやれる素材が一定程度できるというのになぜ急ぐんですか。

長官、お尋ねをします。この原子力委員会、まあ長官は安全委員会には直接加わってはおおいになりませんが、しかし、事わが国の原子力行政をどう進めるかという点については最高責任者だと思えますが、私が言っていますように、もう日わずかにしてアメリカの事故調査の中間報告が出ると、これを見てどういう教訓をわが国の原子力発電に生かしたらいのかというのを検討をした上で、なぜこの大飯の問題についての結論としないんですか。なぜ大飯の部門だけ早く結論を急ぐんですか。長官の見解を聞きたいんです。

○国務大臣(金子岩三君) 安全委員会の結論が十九日に出されました、これはもう全く学問的な結論を出してありますので、ただその学問的な結論を適度に連絡いたしまして、その先は適度の方でお考えになって、どこまで慎重の上にも慎重を期すのか、いわゆる地元の理解と了解をどこまでおとりになるのかといったようなことは、すべて適度でおやりになっていただくことでありまして、私が余りここで先走ったお話を申し上げることはどうかと思えます。

ただ言えることは、私が原子力行政に慎重であり過ぎるという批判を私は受けておりましたが、やはり慎重であることが将来のわが国の原子力の開発に大きなプラスであるという私は考え方に立って今日まで慎重な態度をとり続けてまいっているのでございます。その点は佐藤先生も十分御理解いただいておりますのでございします。

以上をもちましてお答えにかえたいと思えます。

○佐藤昭夫君 確かに原子力発電の問題というのは専門的科学的知識、これを必要とする分野ではありますけれども、しかし、これだけ国民的に注目をされておられる問題について、いっとういう形で結論を出すかという問題は政治問題だと思えます。技術の問題だけではないと思っております。そういうことで長官も御理解をされている、しかし、なかなか言いにくいから、いまのような答弁をなさったんだと思えますけれども、いまお聞きをすれば、もう来週の初めにアメリカの事故の調査団報告が出るというのに、なぜ急いだのかということについては私はどうしても納得ができません。

だが、もう大分時間も推移しましたので話を進めます。今度は安全委員会の検討なさった内容の問題でもう少しお聞きをいたしますけれども、私は何回か当委員会、大飯の1号炉というものはUHIというのが特別についていますから安全だと言われる言ひ方に対して、いや原子力研究所でROSA IIの実験がやられて、危険だという報告

が出ていたというこの問題をめぐって、この委員会でも何回か取り上げてまいりました。先日の九日の委員会で尾玉審議官は、原研の実験はROSAの炉体そのものが小さいということ、「そういうことを補足した意味で三菱重工で大きなものでモデルの実験をやったわけでありまして、そのときに実験水が入ることを確認してあるわけでありまして」というふうに、これはもう議事録に書いていますけれども、そういう答弁をなさっているわけですが、そもそも三菱の実験の結果というのは、最初の大飯にUHIを取りつける許可申請の申請書に、関電側から添付書もつけてこの許可の申請に当たって、関電が三菱に委託をしてやったこの研究なんですね。ですから、原研の研究が出た、規模が小さいから十分だから、新たに三菱に委託をしてその実験結果を取り入れて安全審査会としてのオーケーという判定をしたと、こういう事柄の経緯ではないわけですね、まずこの事柄の経緯をはっきりしてください。

○政府委員(尾玉勝臣君) その原研の実験とそれからこの三菱重工におきまして高砂工場の実験との因果関係というのは、私ちょっとよく存じ上げないわけですが、いづれにしても大飯にUHIを設けるということについての工学試験をやるといふことについては、これは当初から計画されたことであらうと、こう考えております。したがって、その実験の結果を安全審査の添付書類として提出し、その内容について審査を受けたと、こういうふうな理解しております。

○佐藤昭夫君 しかし、この問題は事実経過としてやはり重大だと思っております。原研からの報告が出ておったと、しかし、その不十分さを補う代わりの一層信頼度が高いということで安全審査オーケーという結論を出していったといういままでの話の流れでありますから、しかし時間的経過というものはそういうことではありませんよということでも申し上げておるわけです。そういうふうなことを、もう一回繰り返

すわけですが、原研の試験の結果というのは大きく二つの問題を提起をしておる。一つは上部ヘッドにおける流体の混合はそれほど完全ではなく、熱的に大きな非平衡状態が生じ得る。という問題。それから二つ目には「蒸気または二相流体中への冷水の注入は激しい凝縮減圧効果を持ち、それが一次系各部の流動のパターンを変化させる事がある。」という、こういう本質的な二つの大きな問題を提起をされている。これは実験装置の大小の問題ではない、本質的な問題だということをお原研レポートは提起をし、しかも、前回言いましたように、原研の公的出版物であります「原子力安全性研究の現状」一九七六年版でも、「UHI注入水の持つ凝縮減圧効果が少なくともROSA II試験においては炉心冷却に有害であったことは事実である。」という書き方をしているということ、果たしてこの原研のレポート、この指摘が安全審査においてどういうふうにかかれたのかと、さっきの私の言っています三菱との関係の時間的経過も含めてです。というのには、三菱のやつが先にあって、科学技術庁が委託をした原子力研究所の公式の研究レポートの中でこういうことが指摘をされておるといふ、この問題が安全審査によつてどう取り扱われたのかということ、ポイントだけではないですからもう一遍はつきりしてください。この私が言っています二つの大きな点がどうか。

○政府委員(牧村信之君) 当時の審査を科学技術庁が担当しておりましたので、私の方から簡単に御説明いたします。

ただ、時間の経過として三菱重工の高砂研究所の実験結果がまず先にあるわけでございます。それを踏まえて、大飯に設けられるUHIの性能等につきまして、それを確認するために原研で模擬装置をつくって実験をした。その実験の結果をこの安全解析をするコードの信頼性に反映したというのが話の大筋でございます。

そこで、先生御指摘のように、このROSAの関電の研究で安全審査が終了するまでに行われた

研究の一部に、液体の混合状態あるいは蒸気または二相流体中の冷水の注入に当たりましては凝縮減圧効果が出て水が要するに比べて入らないというような実験結果が出ておることも事実でございます。しかし、この原研の報告書にもございませうに、原研の模擬装置がダウンカマが狭いという様な条件の違いも出てきておるわけでございまして、実際の原子炉との模擬の仕方がそれほど完全ではなかったという事は原研の報告書の中にも言っております。その最終の結論のところには、実際の炉にこれを直ちに当てはめるのはきわめて問題があるということも指摘しておることも事実でございます。しかしながら、この原研の実験データをこの解析に使っておりますサターンというコードで解析しますと、そのような原研の実験に使ったようなデモンジョンの状態では確かに入りにくいという解析データも得られておるということがあるわけでございます。そういう観点から、この安全審査に使いましたコードが実際の原子炉の挙動を十分模擬できるといふ点に効果があつたというのが安全審査の審査会の報告を受けて出した結論でございます。

それから、その後の点を少し補足させていただきます。いろいろありますが、原子力研究所ではその後もいろいろな条件を変えましてこのROSA計画といたしてやっております。その計画では、たとえばUHIの入る圧力がうまく入らなかったのは七十五気圧のときがその問題が出たわけでございしますが、その後八十四気圧あるいは百気圧近い注入圧でやつたときの実験等がいろいろ審査の後にも行われておるわけでございます。そういうような問題も加味いたしまして、安全審査会にはこのECCS検討会というのを審査会の中に設けまして、引き続きそういうデータを常時入手して検討を加えてきたわけでございます。また、外国のウエスチングハウスにおきましても各種の実験がその後も行われておつたわけでございます。そういうものを踏まえて、日本と米国の間で取り結んでおります規制情報交換会議の場で、両者の専門家が

が何度も集まりましてこの問題を議論しております。その最終的な結論が出まして、ECCSを、UHIを作動する圧力についてももう少し高い方がよろしいという解析結果も出てまいりました。その後この大飯のUHIにつきましては設置の変更の許可が出されまして、審査時に八十四気圧の圧力で注入するということになっておりましたが、それを引き上げまして九十八気圧という注入圧に変更するなどの変更もいたしましてUHIが有効に働くようにさらに万全の措置をとつたというものが、この原研の結果を活用しつつ安全審査に反映していきました経緯でございます。

○佐藤昭夫君 いろいろ言われましたけれども、しかし依然としてUHIの安全性の問題については問題が解決をされていないというふうに指摘をされる専門家というのかなりあるのです。たとえば、三菱重工の実験というのは、計算結果において想定される事故現象の一部分だけを分離をして取り出して実験を行ったというもので、私も資料としていただきました。それを見てそういう感を得るわけですが、大きく三つの問題点がある。一つは、事故現象の初めから終わりまでの一貫した現象がとらえられていない。それから、UHIの冷水を注入した総合的な実験がいまだ行われていない段階で総合実験と照合することにより信頼性を確認すべき計算コードを用いて実験条件を決めている、等々ですね。こういう問題が指摘をされているわけで、すなわち、時間の関係でまだこれだけできょう回答を繰り返すというわけにはまいらぬわけで、UHI安全性をめぐるといふ問題について、別に政治的な意思も何にもなく、本当に大丈夫かということについて意見を申し上げたい。専門家の方々と一週間ばかりの形で議論をやる、そういう場をつくる気持ちはありませんか。

○政府委員(牧村信之君) UHIにつきましては安全委員会の考え方は、ただいま申し上げたようなことで十分安全であるということでございます。そういうような御指摘を受ければ安全委員会としては、そういう御指摘にはいつでもフィードバックして大丈夫かという議論はしておるところでございますけれども、ただいまの先生の御指摘につきましては帰りますして相談してみたいと考えています。

○佐藤昭夫君 話を進めますが、今回の大飯原発の想定事故の安全解析、これについて、使用をした解析コードは、いわゆる前回の質問のあれで修正コードといいますが、それを使つたんだというところでありますけれども、これが安全の保障をされる妥当なコードかどうかという点について、安全委員会はこの修正コードが妥当なコードかどうかという点の検討はどういうふうにして実施したんですか。

○政府委員(牧村信之君) この点に対して一番重要なところでございまして、通産省にいろいろな傍証のデータを安全委員会としてもお願いしたところがございます。そのそのデータと申しますのは、通産省が原子炉を建設し試験運転等を始めるときに、あるいは定期検査等におきましていろいろな負荷遮断試験等を行つておられます。こういうときに原子炉がどういった応答をするかというデータがいろいろ蓄積されておるわけでございまして、そのデータと今回解析をやりました大飯についてのデータがあるわけでございまして、そのデータを突き合わせてみるというふうなことを通産省がまず行つたわけでございまして、安全委員会としては、その点で今回の事故解析を行いますに当たりまして十分使えるコードであるという考え方をとっておりますが、さらに安全委員会は万全を期するためにWREMコードというコードを原研が持つておりますので、原子力研究所にも通産省が行つたと同じような事故シナリオで解析を依頼いたしました。値はコードが違いますが、全く同じではございませんけれども、出てきた答えは定性的には通産省が行いましたのとほとんど同じ結論を得たわけでございまして、こういうものを踏まえまして安全審査会の先生はこのマーベルコードにおける通産省の解析は信頼してよ

ろしいという御判断をおとりになったというふうに伺つておるところでございます。

○佐藤昭夫君 念を入れるために原研に修正マーベルの妥当性のチェックを依頼したということですが、ところでこの原研チェックで「UHIの作動については、解析時間が非常に長くなることから、蒸気発生器のU字管内に水位モデルを採用せず、UHIを無視して解析を行った。」ということが電気新聞の五月二十三日号、電気新聞にECCS問題大飯解析のシリーズを載せていますが、そのナンバー④、この電気新聞五月二十三日号にこういうことを書いておるというのは御承知ですか。

○政府委員(牧村信之君) 原研で行いましたのは、解析結果をさらに万全にするためにUHIが入つた場合と入らない場合を二種類をやつたというふうなことでございまして、むしろチェックを厳重にするために解析をやつたわけでございします。

○佐藤昭夫君 それはよく承知の上で聞いています。電氣新聞の記事は御存じですか。

○政府委員(牧村信之君) 自身、電氣新聞の記事は知りません。

○佐藤昭夫君 これはちょっと話の中でこれを提起をしたわけでございますが、急な話でありますから、一遍電氣新聞をよくごらんになって、電氣新聞に相当の、何回か連載記事の中の一コマとしてかなり専門的立場からそういうことを書いておるという問題でありますので、よく検討していただきたいというふうに思っています。

これもいままで触れておりますけれども、このUHIの安全性の問題についてはまだ本場に実証性が確認をされてないんじゃないか。アメリカでもセスキテルのUHI実験MOD3というのをやつておるんですけれども、この結果が出るのは来年の四月ですね。ですから、国際的にもまだ実証性が本場に確立をされておるといふ問題ではないだろうかというふうに私は思っています。ぜひさらに一層の検討を加えてもらふ必要があると思

ます。

時間がありせんので、話を進めますけれども、大飯原発の現に行われております運転管理体制の問題でちょっとお尋ねいたします。

さつきも言いましたように、私も含めて共産党としては五月の二十一、二十二と現地調査に行つてまいりました。いろいろ発電所の実態を目で見て、関電の責任者からいろいろな説明を聞いてきたわけでありまして。果たしてこれで安全だろうかという運転管理体制についていふんはだ寒い感じがしたんです。

それで、一例として聞くんですが、これは通産省になりますか、発電所の中央制御盤がありますね、この中央制御盤パネルの監視要員というのはいくらぐらいいか、それから中央制御盤のメーターは幾つぐらいいあるのか、それから手で動かす手動バルブが幾つぐらいいあるか、どういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(児玉勝臣君) 制御室におりますのは、一直、当直長、副当直長、それから操作員が大体まあ四名か、また三名というところで、大体五、六名がそれに対応しておるといふふうに存じております。

それで、いまおっしゃいましたようなたとえ計器とか、それからリレー表示盤等々幾つあるかというのはいちよつと私もわかりませんが、非常にたくさんあるのは間違いないわけでありまして、数はちよつとわかりません。

それから操作すべきバルブというのは、これはバルブ全体といたしましては一次系で五千五百程度ございすけれども、しかし、それは制御盤で実際に動かしますのは緊急時に操作の必要なものと、それから流量調節が必要なものとか、それから放射線の高い場所にあるものとか、そういうふうなものが自動操作というふうに考えてやっております。それ以外に電氣的なまた開閉装置というものも同時にございすので、確かに先生おっしゃる通りに相当な数の操作の弁——弁といひますか、操作のいわゆる弁と、それから電

氣的なスイッチといひますか、開閉器というものが存在しておるといふわけでございす。

○佐藤昭夫君 大臣、大飯の原発に限らずにけれども、大臣になられたましてから原子力発電所の制御室をごらんになったことがありませんか。

○国務大臣(金子岩三君) 私はありません。

○佐藤昭夫君 いま見玉審議官のあいつ御答弁ですけれども、私も直接聞いてきた話はこういう話なんです。とにかく制御盤は手で動かすバルブが一萬ぐらいいあるというのです。それからメーターといふのは、数は確かめませんけれども、とにかくもういふんなくさんある。監視要員は正副責任者プラス三ないし四、五、六人と、いま見玉さんは言われました。関西電力から通産省への報告はそういう報告になっているからしぬけれども、私たちが聞いてきたのは監視要員は二人と聞いたのです。二人の人間で一萬からある手動バルブを預っている。そうしてそのメーターといふものは数限りなくある。こういう状況で、果たしてすわといふときに安全管理体制が全うされるかといふことで本当にはだ寒い感じがしたんです。

通産省、この大飯の原発をもし再開するかどうかといふことにも絡んで、安全解析に就いて、多少この保安規定についての見直しの指導をなさっている模様ですね。この問題を検討されていいますか。

○政府委員(児玉勝臣君) 大飯につきましては、現地に監査チームを送りまして、そこで十分実態の監査はしております。それから運転におきましては、運転員との懇談会も実施をしまして、いろいろ運転員からの意見も聞いてきたわけでございす。また実際の運転チームをPWRの訓練センターにチーム呼びまして、そこで実際の平常時運転をまづさせまして、それからその後異常時運転の対応といふのを実際にさせております。

そういう監査結果から、特に人員が足りないといふように私たちは検査官から聞いておりませんので、その辺は十分いいのではないかと私は思っております。

ております。

○佐藤昭夫君 ですから、そういう立ち入り検査をなさった検査官の報告がそういう報告になっていす。しかし、本当に自分の目で確かめた立ち入り検査になっていすかどうか。現にいま制御盤の監視要員、私も直接聞いてきた話とかなり食い違ひがあります。ということ、本当に名前だけには立ち入り検査、こうなっていますけれども、本当に安全を確保するといふ立場からの入念な点検になっておるかどうか。私は大いに疑問を感じるのです。もう一遍よく実情を調べて念入りなななをやつていただきたいというふうに思ひます。

話を進めます。原発事故に際しての防災計画について幾つかお尋ねをいたしますが、先ほど藤原委員の質問もありましたので、重複する部分を避けましますけれども、いづれにしましても五月二十一日に、これは新聞報道によれば、周辺防災対策専門部会の初会合をなさった。二回目は六月の初め、七月の中ごろに可能なテーマについてはまづめを出すといふ新聞報道になっておりますけれども、事故発生以来六十日たつております。この防災対策の問題については、一番最初に参議院で取り上げられたのは、四月の初旬のごく初めの予算委員会でも問題になって、総理からも、直ちに必要ない体制を検討いたしますという答弁があつて、私も何回か前の委員会でもこの問題について、長官の方からも鋭意奮励を急ぎますといふ話であつたんですけれども、これが五月二十一日初会合といふことで、もういろいろ理由が言われるでしょう、各省庁にまたがって作業でありまして——何やらかんやんやんと思ひますけれども、どうしたってこれは余りにも迅速性に欠ける作業のテンポだといふふうに思ひます。したがらお尋ねをしますが、この専門部会は何をテーマに検討をやるんですか。

○政府委員(牧村信之君) 検討テーマに入ります前に、政府が当面とすべき措置をまず先に決めたといふことに時間を費したことを、言いわけでは

ございせんけれどもあれでございす。

それから安全委員会に何を御議論願うかといふことについて事務局と安全委員会の間でいろいろ御議論いただいた結果、四月の二十三日に部会を決めると、それから初会合を先生御指摘のようがこの二十一日に開いたといふことでございす。その間いろいろ、どういふことを御議論したかといふような中身のことを議論しておつた。それから二十一日に延びましたのは、やはり専門部会をつくりまして、従来の専門部会とは違ひまして地方の防災計画等との関係で非常に幅広い人をお願いしなければいけないといふようなことから、先生方の御承諾あるいは発令手続等にも時間がかつたことは事実でございす。

それから審議の中身で、これから審議しようといふことにこの前の第一回の会議で御議論いただきましたことは、防災計画をあらかじめ決めておく地域範囲を全国的にどう考えたいか、あるいは防災対策を全国的に、いまある目安線量といふものが必ずしもワーカーブルではないために、これをもつとワーカーブルにするための基準といふものについて御議論いたしたと、それからモニタリングを万一の事故が起きたときにどういふふうに行つたいか、その測定値等の技術的な基準、あるいはモニタリングを強化するに当たりましてのどの辺の線量になったときにいつたらいかがいといふような問題等、主として技術的な問題につきましまして早急に御審議をお願いするといふことで、今後精力的に御審議をお願いするところとてございす。

○佐藤昭夫君 ただいまのお話ですと、検討事項の一番根本の問題が抜けているんじゃないか。と申しますのは、これも何回か前の委員会でも少し触れましたけれども、例の一九五九年に科学技術庁が原産会議に、原子力発電所に事故が起つたとき被害想定評価、これを委託をしてその報告が出された、相当詳細な報告であります。これは十六・六万キロワットの原子力発電所、そこで最

大級の事故が起こった場合ということでのいろいろな被害がどう試算をされたかということをお聞きしたい。さきで防犯計画をいろいろつくる上で、大きな事故が起こった場合にどう一体放射能が拡散していくかということについてのそういう想定をやらずにして、一体そういう場合に備えて、そのときにはどう緊急出動体制をとるか、緊急避難体制をとるか、援助体制をとるかということのプランを立てようがないでしょうか。この問題の検討をやるんですか、重大事故発生の場合の事故想定評価を、この被害想定を。

○政府委員(牧村信之) 先生御指摘の原子力産業会議が行いました事故想定と申しますのは、その調査の目的が賠償法というものを考える場合の基礎資料にならないかということで調査したものと私どもは理解しておるわけでございます。で、防災対策を実施する場合に当たりまして、原子力発電所が事故を起こしまして、どのような放射線がどういふふうに出てくるかということをお想定してのいろいろな検討が当然必要ではございますけれども、その事故の想定は仕方につきましてはいろいろ技術的にこれから御議論をいたしたかなければならないところでございます。原子力炉が压力容器の中に燃料があり、格納容器がその周りにあり、いろいろな防護措置がとられておる、その上に万が一の事故が起き放射線が外に流れるときに、一番住民の被害を防ぐという措置をとるのに、どういふ手法の——線量であるとか、対処をするケースを考えるかというの、これはいろいろ問題点があるところではございます。

この問題につきましては、外国でもいろいろ防災対策というものが考えられておりまして、現在詳細な各国の調査を進めつつ、外国の状況も踏まえて専門部会でいろいろ御議論いただくことにお聞きしたい。直にそういう事故をまず想定してということになるかどうかは、これから専門家の先生方のいろいろ御議論を踏まえてやって

いかなければいけないことだというふうにお聞きしたい。さきで防犯計画をいろいろつくる上で、大きな事故が起こった場合にどう一体放射能が拡散していくかということについてのそういう想定をやらずにして、一体そういう場合に備えて、そのときにはどう緊急出動体制をとるか、緊急避難体制をとるか、援助体制をとるかということのプランを立てようがないでしょうか。この問題の検討をやるんですか、重大事故発生の場合の事故想定評価を、この被害想定を。

○佐藤昭夫君 最後と言われたような、そんなおかしな論法が通りますか、防災計画、防災方針を立てるといふ場合に、とにかく最大規模から始まって中規模、小規模、いろいろなケースを想定しながら、こういう場合にどういふふう放射能被害が起こるのかというものをまず試算をして、それに基づいてそれぞれのグレードの事故に対してどういふ防災の対応をするかということがそこら出てくるというふうな至極当然な話で、何ほの、それに対してどうするかという、当然こういう対応があるわけでしょう。ですから、どうしたってこの問題ををはっきりしなかつたら本当の防災計画というものはならない。

かつてこの原産会議の報告が、まあいけば間に暮れたというの、余りにも賠償額が大き、ごつごつ数字になってくるから、これが公にされたんでは、一つは、国民世論の上で、原子力発電所は安全だ、安全だというふうな言われてきた、これに対して大きな国民不安が起きている問題と、賠償額がもうでかかなり過ぎるというこの二つの政治的配慮からこれがこのまま葬られてきたといういきさつがありますけれども、しかし、原産会議が行ったこの試算について、手法上のいろいろ見直しをやらねばならぬという問題があるんだってあらあつてもいいですよ。いずれにしろこの問題をとり上げなさいよ。ぜひともこの問題をとり上げて、これを基礎に据えて、どうやって防災計画をつくるかということが検討されていかるべきじゃないですか、どうですか。

○政府委員(牧村信之) 私どものいまの立場は、防災計画をあらかじめ立てておくべき地域の範囲であるとか、防災対策を奨励するかどうかを判断する基準、この問題にかかわる問題を、先生が御指摘なさっていることは十分承知するわけでございます。そのアプローチの仕方において、先生のおっしゃるような方面からアプローチしたら

いいのかわかというところについて、私が専門部会をそのようにリードをするということをお願いしたい。さきで防犯計画をいろいろつくる上で、大きな事故が起こった場合にどう一体放射能が拡散していくかということについてのそういう想定をやらずにして、一体そういう場合に備えて、そのときにはどう緊急出動体制をとるか、緊急避難体制をとるか、援助体制をとるかということのプランを立てようがないでしょうか。この問題の検討をやるんですか、重大事故発生の場合の事故想定評価を、この被害想定を。

○佐藤昭夫君 実はこの問題は、長官、衆議院の災害対策特別委員会、わが党の山原議員からもこの問題を提起をいたしまして、国土庁長官が、原産会議からこういう報告が出ておるということ、これは初耳だということ、それはいずれにしても、今後の防災対策を考える上で検討しなかつたらならぬ重要な資料になるということで、ぜひ検討素材にさせていただきますというのを国土庁長官は答弁なさっているわけですね。そういう意味で、この手法上の多少の見直しをやらねばならぬやうな、こういうふうな言っているんですというところを——あのままでは信用できませんというネガティブなことを言っているのじゃなくて、こういうふうなこの評価をやるんだという積極方針を、そんなこと言っただけで出したらどういふう形、いずれにしても、想定をされる被害をどういふふうな試算評価をするかという、ここを、はつきりさせなかつたら、本心に安心できる防災計画にはならぬわけですね。事故と言つたってこの程度の事故しか起こらぬだろうという、ここから出発して議論をやつておつたんではということ、で、国土庁長官もそういうことを言っていますから、科技庁長官、どういふ形でこの検討をやるかということとはよくひとつ政府部内でぜひ検討していただく。いずれにしても、これを至急に検討課題に取り上げるということをやつてもいいと思います。どうですか。

○国務大臣(金子岩三君) 御趣旨はよく私も理解できます。御趣旨に沿えるよう、ひとつ検討したいと思ひます。○佐藤昭夫君 それからもう一つ、防災専門部会が発足した新聞記事と関連をいたしまして、こ

れからいろいろなことを検討して、七月の中旬ごろに何かの結論を目指すということで、必要なものは来年度の予算との関係で、概算編成までに予算措置の必要なものについてはいろいろなリストアップをするというふうなことが新聞に出てくるんで、すけれども、しかし長官どうでしょうか、来年度予算を待つてということではなくて、当面直ちに必要な防災上の手だてですね、私も現地調査に行きまして大阪の町長や小浜の市長さんに会って話をしてみたいと思つたけれども、自治体独自で防災対策を講じようと思つても予算がない、それから権限がないんです。たとえば緊急避難命令を出そうと思つたって、いま町長、市長では緊急避難命令を出す権限がないわけですね。あるいは地元にある原発が危ないというときに、とめてくれというのを指示するそういう権限も通産省しかないという、いろいろな問題が含まれているわけですね。いずれにしてもそういう問題はいろいろ検討をするにいたしまして、当面最低必要なことについて、来年度予算を待たず、予算が必要という問題については予備費を使うとかあるいは五十四年度予算の若干の補正——更正予算ですね、これを組まんならぬということであれば、その更正予算を組むとかいう方法を使つても五十四年度に予算上措置すべきものは措置するということ、ひとつ急速に防災対策の問題について手だてをする、手だてをする、この点について大臣にお願いをしたいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(金子岩三君) 概算要求を七、八月にして、その予算が執行されると、ちょうどいまから一年の空白ができるわけでございますが、その間に防災対策の基本的な方針が立ちまして、いまま当面緊急な災害として取り上げなければならぬような事態が発生したならば、もう当然それは何らかの形でひとつ財源措置はいたしております。それはまた可能である、このように考えております。○佐藤昭夫君 それからもう一つ、牧村局長が言っておられます当面の措置についての藤原さんが御質問なさつたことで、当面の措置としてこん

なことを考えているんだと、いま自治体とそのことで相談をやっているんだという御説明がありました。このことが載りました新聞の報道記事に、いわゆる防災対策発動の基準の目安として、大体八キロ以内の地域、これは現在の福井県と地域防災計画でも大体八キロというように念頭に置いておるし、アメリカのスリーマイルアイランドの原発事故でも八キロ、五マイルが学校の閉鎖、妊産婦や児童の避難などの勧告が出た目安になっておったということで、この八キロというのが出ていますけれども、このことを当面の防災対策発動の目安に考えておられるんですか。

○政府委員(牧村信之) 先生御指摘の点については、福井県からのかなりの範囲という点につきましては、御注文があったわけですが、私どもは先生だいたいおっしゃいましたような八キロを当面考えておいた方がいいんじゃないかという点で、その理由としてはスリーマイルアイランドの例、それから、現に福井県が持っている範囲が八キロであったということでは、これは全国的の問題として原子力安全委員会の専門部会の方でも御議論をいたさなければいけません。さらに、その程度が適当であろうと考えました根拠をいたしましては、アメリカの例、あるいはスイスの例では六キロ、スウェーデンでは五ないし十キロ、西独では……

○佐藤昭夫君 もういいです。ちょっと時間がありませんから、結構です。

○政府委員(牧村信之) 外国の例も一応頭に置きつつ、わりあいいいところにあるということも事実でございます。

○佐藤昭夫君 大体当面の目安として考えておると。まあ、しかし、これから専門部会で、それで妥当かどうか検討するんだというふうにおっしゃっていますけれども、私は「当面の目安として」とんでもないと思うのです。外国の例があるか知りませんが、大体外国も含めて、いま

全世界が原発は安全だという考えで、起こるはずはないけれども、もしも、ということ、非常に少ない目のそういう考え方になっている。さっきから言っています、大臣、一遍実物をよくごらんください、原発報告のあそこに出てまいりますけれども、十六・六キロワットですから、現在のこの百キロワットを超す大型原子力発電所になれば、もう出力——したがっていろいろな被害、単純なあれでも七倍になるということでお聞きをいただきたいのですけれども、二十五キロ以内で致死、被曝者が死ぬ、六十四キロ以内では障害が起る、百六十キロ以内では緊急立ち退きをしなければならぬ。二百キロ以内では農業、漁業の制限、戸外活動の制限、立ち退きが必要。この立ち退きの百六十キロというのはどれくらいか。大飯原発、ここを中心にして百六十キロの円を書きま

す、四国、それから伊勢湾、能登半島、これをずうっと包む、こういう円になるのです。百六十キロというところ、琵琶湖もすっぽり入る。こういう事故が起るかも知れない。そういう場合には一体どうするかという問題として実は検討しなくちゃならぬのだという問題だと思ひます。いろいろ質問をいたしました。大飯原発のそもそも最初の安全審査が不安がある。それから今度のアメリカ事故を想定、仮想をしておの安全解析についても心配がある。それから安全委員会が行った安全チェックのこの体制についても、私、冒頭言ったようにいろいろ問題があるじゃないか。防災計画についても、いまお考えになっておるようなことでは住民の不安はぬぐい切れませんよという、いろんな角度からいろいろ申し上げたわけ

です。それで、実はもうあと一言で済みますので、大臣もいらっしやいますから、理事会で御協議をいただくことになろうと思ひますけれども、扱いは御協議いただくことになろうと思ひますけれども、大飯原子力発電所の運転再開に関する決議案を私も共産党としてはつくりたい、できればこの委員会の名前によってつくりたいということ

で、共産党としての提案をしようと思っておりますけれども、もう簡単でありますから、この文章をさつて読ましていただきます。

三月二十八日アメリカのスリーマイル島原子力発電二号機で発生した事故の重大性にかんがみ、政府は次の諸点についての措置を講ずべきである。

一、関西電力の大飯原子力発電一号機の安全解析についての原子力安全委員会の「判定」は、各方面からその不十分さがきびしく指摘されている。よって政府および原子力安全委員会は、安全解析の見直しをおこなうこと。

一、スリーマイル島原子力発電二号機の事故の全容の把握および説明を急ぎ、得られた情報は逐一国会に報告し公表するとともに、広く学者、専門家、自治体関係者等の意見も求めてわが国の原子力発電の安全性を総点検すること。

一、事故後六〇日経過後原子力安全委員会の原子力発電所等周辺防災対策専門部会の初会合が開かれ、迅速性に欠けることは極めて遺憾であり、原子力発電の被害評価を早急に試算するとともに、それにもとづいた具体的で実行性のあ

る防災計画、地域避難計画を国の予算措置もふくめて策定すること。

一、具体的な地域防災計画すらない大飯町ならびに周辺住民の不安は深刻であり、大飯原子力発電一号機の運転再開については、住民の同意を前提に慎重な態度をとること。

よって政府は、以上の諸措置を講じないまま、大飯原子力発電一号機の運転再開を実施すべきではない。

右決議する。

しているようであり、来月の末、東京で開かれまず先進国首脳会議でも、このエネルギー問題は重要議題の一つ、最重要議題として取り上げられるということでもあります。この問題についても質問をいたしますけれども、その前に、先日も私はアメリカのスリーマイルアイランドの事故、それから大飯一号の停止、安全チェック、それから大飯の運転再開等について民主党として原子力安全委員会及び関係大臣に申し入れをいたしました。本委員会でも私は申し上げたんですけれども、安全チェックをやるのに大飯一号をとめたのは、私に言わせると、その必要なかったんではないか、定検までは運転を続けたままで安全チェックはできたはずである。これはアメリカの規制委員会の勧告等も引き合いに出してそういうことを主張するといいますが、質問もしております。それから同時に、そのときに申し上げましたのは、安全委員会が停止をして安全チェックすることを決めた、通産省がそれを受けて通産省の指導によって関西電力は大飯一号を停止をした。このことが、私は国民の皆さんも原子力発電の開発に反対をする人たちが、安全委員会も政府も本

当にこの安全についてはまともに取り組んで、大飯一号にしても停止をして解析をするという、そういう安全については非常に慎重な姿勢をとっておるんだから、この政府の姿勢に対してわれわれもやっぱりそれに対応をしようという、そういうものが生まれるんだから私は必要としてこれはもう大いに賛成をします。しかし、私はそうじゃありませんよということをご言ったはずですよ。一般国民の皆さんは、やっぱりこれはスリーマイルアイランドのあの事故があつたという受け取り方をしやしませんか。それから、反対をかられたんだと、こういう言い方をしていますよ。これはしていませんよ。そして解析の結果、運転再開よろしいということになつても、どうですか、実力で阻止すると言っているじゃないですか。たと

えば、成田空港はいま日本の窓の口としても開港以来一年ちょっとたちましたけれども、あそこも開港するには実力で阻止した反対派を排除して開港しましたね。原子力船「むつ」が佐世保に入港して修理することが決まった。入港するときにどうでしたか。数十隻のボートで実力阻止をする反対派の人たちを押し切って排除をして、あそこへ無事原子力船「むつ」は入港したわけですね。ここで原子力船「むつ」は非常に例として近々しいですが、空港は余り例には向かないかもしれせんけれども、いま何かで空港を一時的にも閉鎖してごらんないか。再開するときは必ずまた成田空港反対の人たちは実力阻止をすると思ひますよ。あるいは原子力船「むつ」が何かの都合であそこから出て、またもう一回佐世保に入るといふことになれば実力阻止をする、そんなものはおわかりになったかどうか知らないけれども、私はそのことを言っているんですよ、決して反対をする人たちが政府の姿勢をほめやしません。そして運転再開に当たってはまた激しく攻撃が加わることは間違いないと言ったんだが、全くそのとおりで、実力阻止をするとおっしゃってありますけれども、運転再開に至るいきさつと、それから実力阻止をするんだと言っている人たちに對する対応はどうなさるのか、これをまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(児玉勝臣君) とまると一番最初のきつかけというのは、御案内のとおり、アメリカにおきまして加圧器の逃がし弁が開いたまま閉まらないう、そういうときにはECCSの投入時期がおくられるのではないかと疑ひが持たれましたNRCの勧告から端を発したわけでございます。そういうことに対する対応の一つとして大飯についてはどうかということで、そういう検討が四月十二日、十三日にかけて安全委員会においていろいろ御審議いただいたわけでございます。その際、NRCの言い分によりますと、圧力を監視して、それで圧力が低くなったときには手動でもって運転をとめるというふうなことでどうかという

話がございます。しかし安全委員会も私たちも後で納得したわけでございますけれども、やはりヒューマンクレジットというのはその確度高く期待すべきものではないということについてはお説ごもつともありますので、そういう緊急事態の問題について、人に過大な負担をかけるというのは適切でないという判断もございました。しかし、そういう過大な負担をかけるまでもなく自動的にとまるであろうということでも私たちが実は説明したわけでございますが、残念ながら、輸入機械ということもありまして、その辺の計算、いわゆる科学技術的なデータが不足しております。十分安全委員会を説得することができなかったというところが実態でございます。そういうことで安全委員会においてもまだ疑問視されているような事態がなお続くといふことはいかなるものかといふことで、非常にハイレベルの決断をここでお願いして認めたといういきさつでございます。

そこで、いまから考えますと、NRCがB&Wの発電所七カ所に対して現在停止して点検しておりますけれども、これもみんなとめないうと点検ができな問題であるのとめた。そういう辺で、とめるに至るはつきりした理由という問題を持ってやっていると考へますと、やはり運転したままできた計算だったのかもしれない。しかし、当時の一つの国家的な雰囲気といひますか、そういう情勢の中ではやはりそういうハイレベルの決断というのにも間違ってはいないのではないかと、こういうふうには考へております。

それから実力阻止の問題でございますが、そういうことはいろいろ新聞には書かれておりますけれども、私たちとしてはそういうような強引な運転再開というのはやはり原子力の平和利用そのものを大きく傷つけるものでもあると思ひますので、なるべくそういう問題は避けていかなければならぬ、また、そういうものについてはある程度のやはり納得といひますか、一つの社会的なルールにのっとってやはり事を進めなければいけないのではないかと思ひます。そういう意味では、

急がば回れのとえのようなこともあるかもしれませんが。そういうことは相手を見て、それから市町村、県の意見を聞きまして対処したいと、こう考へております。

○中村利次君 現地の実態を私は政府がどれほど承知をされておられるのか、これはやっぱり実際にそこで対応を具体的に運転の再開をするのは事業者だと思ひます。事業者といふことは、そこで働いている第一線の人たちなんですよ。もう電力はけしからぬと言われたって、一般の人たちは委託集金、委託検針も関西なら関西電力と総称をして言うわけですよ。ですから、そこで働いている現場の人たちが矢面に立って、それこそもう塗炭の苦しみ味わわなければならぬ。本当に何でこんないやつたらしい思いをしなきゃならぬかといふことは現場で働いている人たちはみんなが持っています。ですから、私は停止をする以外安全チェックの方法がないといふもう絶対的なものがあれば、これは当然です。また何回も繰り返しますけれども、やっぱり以上に、より以上にこの安全性の追求をもう無限にやっているととしてとめたことに対して、一般の、あるいは反対派の人といへどもやっぱり評価をしてもらえるといふんだったら大いにこれは価値があります。しかし、私に言わせるとそうじゃない。まあ、こういうことを言つては非常に矢張りだと思います、恐縮ですけれども、そういうばかげたことはもうこれからは余りおやりにならない方がいいんじゃないかといふことをいまでも言つてきたつもりです。まあ、これはくどくど言つたつてしょうがございせんから……。

石炭、当面あるいは中期的に変わり得るものはいふもの以外にはない。そうなりますと、これはやっぱり再処理問題を含めて原子力を無視したエネルギー対策はもうあり得ないわけでありす。その前提として、この間の二十一、二十二でしたが、IEAの閣僚理事会でどういふことが決まったか、新聞報道は読んでおりますけれども、改めてお伺いをいたします。

○政府委員(児玉勝臣君) IEAの閣僚理事会が開催されました。そこにおきましてコミュニケを入手いたしました。内容を見ますと、一つは、参加各国は短期的な石油市場を分析した結果、石油市場が一層厳しさを増すだろう、それがさらに一九八〇年まで続くという見通しを立てたのが第一でございます。したがって、約五%の節約措置を一層強化しようといふことでございます。

それから、主なものだけ選びますが、スポット市場を含む石油市場構造の分析と云つておりますが、これは平たく言いますと、スポット市場の中で融通されず油の買ひあさりをやめようといふことであります。要するに、石油の価格を無用に刺激して高価格にすることを防止するといふ意味でございます。それからさらに、省エネルギー政策を推進することによりましてエネルギー需要の弾性値を低下せしめるとともに、省エネルギーの重要性を啓蒙するため本年十月国際省エネルギー月間を設けるというのを決めております。それからさらに、石炭政策の原則というのを採択いたしました。石炭の開発利用拡大を進めるといふことであります。さらには、安全性を配慮し、その情報を十分国民に伝達しつつ原子力開発計画を促進するといふことを決めております。それから、エネルギー研究開発、特に実用化に重点を置きまして十分な財源と人材を投入する。またこの分野での国際協力を進めるといふことと、それから産油国と非産油国、発展途上国とのエネルギー分野での協力を図ろう。そういうふうなコミュニケが発表されております。そういうことからいまして、わが国において

も5%の節約をさらに強化しなさいかぬということ。それから、石油のマーケットを乱すような買いあさりや石油業界としては改めなければならぬということ。それから、省エネルギー月間として十月に行いますので、そういうことに合わせたい。日本でも国民運動として十分発揮しなければいけない。それから石炭の開発利用、そういうようなことがやはり国際社会の中におきましても認められましたので、日本の国としてもさらに拡大して政策を進めなさいかぬと、こう思っております。

○中村利次君 ありがとうございます。これはやっぱり容易でないと思います。

それは、通産大臣もアメリカに対しては言うべきことは言われたようでありました。スポット価格が、伝えられるところによりまして三十ドルあるいは三十五ドルという、全くこれは本場に気連の値段といいますが、異常な価格がついたということが伝えられておりますけれども、三十五ドルというのは本場ですか。

○政府委員(児玉勝臣君) ちょっと私、不明にしてその辺の値段のことはよくわかりませんが、非常に高くなったということは聞いております。

○中村利次君 三十ドルというのはあるんですかね。

○政府委員(児玉勝臣君) はい。

○中村利次君 そうなりますと、私はもう非常に心配します。私がいつも言っているのは、量で5%ぐらい日本が本場に輸入が減ってしまったら、どう言えはいいんでしょうね、これはやりやうによつてはパニック状態に陥る危険性があるわけでありまして、むしろ量の問題よりも価格の問題が大変心配だ。これは下手まにつくと狂乱物価に、悪質インフレになるわけでありまして、

それから、国際エネルギー機関の閣僚理事会で三月に石油の5%節約を決めたばかりで、それができないで、スポット価格をたとえば三十ドルある

るいは三十五ドルという気連の相場をつけるような事態を招いた。それから今年度5%節約を実現しようという再確認をしたけれども、アメリカも日本もどうもやっぱり達成できそうにない。そうなりますと、三十ドル、三十五ドルという相場のついたスポット価格が、長期契約の価格もとにかく二十ドル、二十五ドル、三十ドルというぐあいに、比較的短期間に変な値上がりをするんじゃないか。これはいろいろ異論があるかもしれないけれども、私も私に言わせると、日本列島改造論、日本列島は改造しなさいかならない、改造論は賛成だけれども、あの田中さんの改造論によって、地価なんというのはいくらでも上がるか手の届かないところにあるよと、いう間に上がってしまった。これが下がってくるかという、一回つけた気連の相場というものは下がらなな。また最近値上がりきみである。石油価格だつてスポット価格がつけた値段なんというものは、決してまた十ドル台に下がるんではないと、むしろ三十ドル、三十五ドルに向かつて長期契約の価格がウナギ登りに上がっていく危険性が多分にある。それにはやっぱり答えとして石油の節約が達成できるのかどうかが大変な要素になると思うんです。そういう意味からしますと、エネルギー問題は理屈以上に実態はきわめて深刻であるということになります。これから先はやっぱり原子力に絡んでくるんですけれども、何ですか、昭和六十年までに石油火力を四百万キロしかふやさないんだと、これはIEAの決めに合わせて石油火力というのは建設をダウンするんだと、こういうことだったと思えますけれども、そのとおりでよろしいですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生おっしゃいますように、五十三年度末が六千八百一十キロワットでございまして、六十年年度末では六千四百八十五キロワットということ、約四百四十キロワットの増加ということでございます。これは先生おっしゃいますように重油専焼火力を原則として建設しないということから始まっております。

○中村利次君 そうしますと、五十三年度の実績から六十年年度に七年間ありますね。それで、石油火力四百万キロといいますが、石油以外の発電所をどうなりまして、私の下手な算でも、石油火力以外の発電所を大体年間七、八百万キロで、さうすると、七、七、五千万キロぐらいいなるんですか。その分は何で補充されることになるんですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 当初石油でふやそうとしていた分につきましては、これは石炭に大きく転化しております。それから、さらにLNGというところにも転化しているわけでございます。石油火力につきましては、五十三年度末四百四十万キロワットでございまして、六十年年度には九百九十五万キロワットということ、倍増させようと思っております。それからLNGにつきましても、五十三年度末一千三百三十五万キロワットでございまして、それを三千三百九十五万キロワットということにしたいと思っております。したがっていましては現在五・七%のシェアでございます。石油火力については現在五・七%のシェアでございます。それが昭和六十年年度には三・六・二%というシェアになります。したがって、そういうことでその分はLNGとそれから石炭並びに原子力でそれを補完するというふうを考えております。原子力につきましても、現在一〇・八%のシェアでございますが、六十年年度には一六・七%と、約三千万キロワットの増強として考えております。が、そういうことで石油のいわゆるシェアの低下分につきましても、石炭、LNG、原子力でそれを補うというふうを考えております。

○中村利次君 エネルギーの長期供給の暫定見通し、昭和五十二年の六月に発表されたものを改定をされるはずでありますから、そこでより具体的な裏づけのある計画を聞かしていただけたと思えますけれども、しかしエネルギー供給部会あるいは電力審議会の需給部会等でもいろいろな計算もあるようでありまして、まあ仮に5%台の実質経済成長。それから、これは物価の動向なん

かが私は本場に石油価格の問題で悪質インフレに襲われやしないかという心配が多分にあるわけでありまして、しかしそういうものをかなり無視して計算をしましても、年間の電力の開発というものはかなりのものをやっていたいかなければ、国民生活を安定させ雇用不安を解消しながら経済を堅実に運営をしていくことにはならぬわけですね。そうなりますと、うんとダウンをしまして、年間平均五、六百万キロの開発と仮にそこまでダウンをしてみても、どうなんですか、これは四千万キロ近い開発をしないか。先ほど言われたLNGあるいは石炭火力、これはもうかなり思い切った肩がわりをなさるわけでありまして、しかし原子力ももうこれから間に合いそうにないんです、かなりの負担を原子力にもかけませんと、大体実質経済成長5%程度に見て弾性値をどれくらいに見るかということ、これはありますけれども、しかし私は産業活動が雇用不安をだんだん解消しつつ産業活動が健全になっていくということになりますと、オイルショックのそれこそ大ショックで、がたがたと産業活動がきたことによる弾性値は低い弾性値を私は期待するのは無理だと思ふのです。そうなりますと、かなりこれは深刻に、日本のエネルギーバランスというものはLNG、原子力にかけてもかなり心配される。

それからもう一つは石炭。これは何回繰り返しても同じですけれども、石炭は大変なエネルギー源でありますだけに、当面石炭火力発電所なんか、いわゆる原子力でなかなか計画どおりにいかないものを石炭に転化する、石油の分を石炭に転化する、液化天然ガスの計画の足りない分を石炭に転化する、これは私には受け入れ体制の港湾、船腹、向こうの港湾輸送体制、そういうものから大変心配なんです。ですからそういう点、これはこれからの政府の取り組み課題、私どもの取り組み課題でございますけれども、こういうことを申し上げるとお答えが

非常にきれいに思いますが、原子力の役割、石炭はできるだけ目先はひとつ大事に温存をさせていただきたいと思いますが、これはどうか。それからLNGも私はいま順調にしてもそれほど楽観はできないと思います。こういう問題を含めて私は非常に深刻な見方しかできないんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(児玉勝臣君) 先生、石炭それからLNGの開発について非常に将来を危惧されておりますが、私たちが決して楽観しているわけじゃないです。たとえば石炭の立地の問題につきましても、もはや瀬戸内の立地というのは非常に困難視されておりますし、それからLNGにつきましても、LNGタンカーが瀬戸内海に入ってくることにについては非常に抵抗があるように聞いておりますし、そういう意味からいいますと、これからできます火力発電所は瀬戸内にはできないというの、はつきりいえる言えるかっこうになってしまっています。

そういうことで、非常に立地港灣的に恵まれている瀬戸内地域がますますと、あとは非常に不便なところに、需要地点から非常に遠隔地に求めなきゃならぬということが問題になりまして、これはまさに原子力の立地と非常に似たような態様になってまいります。そういう点で、立地一つとりましてもなかなか問題が大変であるということが一つ。

それから、LNGにつきましても、これも、日本の国の中においてはこれは無公害良質燃料ということにはなりますけれども、供給先のプロジェクトといかによりますと、やはり非常に中近東に片寄るとかいうようなことでの、供給安定化についてはなかなか問題があるわけでございます。

そういう点で、何しろ、LNGにしる石炭にしる相手のある問題でございますので、そう日本のペースによって進むとはちょっと考えられないわけでございます。特に最近の海外の、何といいますが、各国のいわゆるポジションというのは、要す

るに、一つにエネルギーの節約と、第二に自国産のエネルギーを温存すると、そういうことが大きい流れになっておりますので、日本の国の都合で、LNGとか石炭とか、そう軽々に輸出してくれるということ自身が非常に甘い想定であると言わざるを得ないのかもしれないのであります。

○中村利次君 ありがとうございます。これはぜひ、エネルギー対策なんでものは本当に実現可能、裏づけのある対策を着実に計画を立て、それを実行していかなきゃならないことでありますから、忍耐や奇術で解決のできることでございませぬので、こういう深刻な課題ですから、ひとつ着実な計画を立てて実行に移していただきたい。これは政府の課題であり、また国民課題として私も取り組まなきゃならない、避けて通れない課題だと思っておりますから、そういう対策を強く要望します。

最後に、原子力の開発を進めていくとすれば再処理問題はこれも避けて通れない課題でございますが、カナダとの原子力協定の改正も、インドがあるいは午前中の質問等を伺ってまいしても、やっぱりあちらこちらでいわゆる核不拡散の上で問題があるような事態、事象等があらって、特にカナダとの原子力協定の改正はインドを大変に強く意識したものであるようでありまして、結局今度は、平和利用であっても爆発は一切これを認めない。プルトニウムは、何か工事用の、あるいはダムをつくるかその他の有効な手段であってもこれは認めないというところにこのカナダとの改正はなっておりますのですけれども、このプルトニウムの、何というんですか、管理——核ジャック対策等を含めて、民間再処理に対するいろいろな不安の御意見等も私は耳にいたします。あつちでもこつちでも、これは何国会の議論の中で出てくるだけではなくて、そういうことを耳にいたします。私は海外の電気事業、日本の電気事業、これは全く体制が違うと思えますから、この間の参考人の意見を徴しても、これは電気事業のみではなくて民間の力を結集して、関係産業

界の力も結集をしてやろうということでありまして、民間再処理ということに私はそれほどの不安も持たせませんけれども、しかし、そういう核ジャック対策等を含めプルトニウムの管理体制等について、やっぱりかなりこれは不安があるぞという意見も耳にいたしますけれども、そういう点の対策はどうお考えでしょう。これを聞いて、もうきょうは質問を終わります。

○政府委員(牧村信之君) わが国は、先生も御存じのように、原子力の開発は平和利用に限ってやっておりますのでございます。しかも、その担保を厳重に監視する原子力委員会が常にそれを監視しておるところでございます。それから規制的には、すでに御存じのように先般規制法の改正が行われまして、NPTに基づくIAEAの保障措置を受ける措置の改正をお願いし、御承認をいただいたところでございます。したがって、わが国の核燃料物質、特にプルトニウムにつきましても、いつ、どこに、どういうふうにあるかということにつきましては検証を国がし得る形になっておるわけでございます。したがって、再処理が民間により行われた場合にも、常にわが国の国による査察並びにIAEAによるその国の査察の検証というのが行われることになっておりまして、いささかも平和利用の目的以外に使われることがないことが国際的にも認められておるところでございます。また、今回の法改正によりまして再処理の規制の強化をお願いしておりますが、その中に再処理施設の使用計画の届け出の義務づけ等も行っておりますので、ここにおきましてできましたプルトニウム等をどういうふうな貯蔵するか、あるいは出荷するかというようなことを定期的に届け出させまして、チェックできるようなシステムをさらに強化してございますので、プルトニウムに対する平和利用のチェックというものはわが国の規制業務の中で十分査察等を行いましてできるようになり、またその結果がIAEAにおきます国際査察にも反映していくということ、国内並びに外国に対してもそのようなおそれを抱

かすようなことのおそれは全くないような法体制になし得るものと考えておるところでございます。

また、もう一点の心配は盗取盗難、いわゆる核ジャックでございますけれども、この点につきましても、現在私もいたしましては施設の保安規定の中に必要な事項を盛り込まして、ほぼ国際的な水準の防護の措置がとられておるところでございます。現在国際的にはIAEAにおきまして核不拡散との関連におきます防護措置の国際協力協定の審議が進んでおるところでございます。近くその成果が出る見通しでもございますが、そういう点でも国際的にもこの問題に協力しつつ、今後ともプルトニウムが他の目的に使用されないというあかしを日本みずからがやり、またそれを国際的にも信用を受けて進めていくというふうな体制を逐次強化してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○中村利次君 はい、ありがとうございます。○委員長(塩田啓典君) 本案に対する本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。午後五時三十分散会